

平成20年度に講じた男女共同参画社会の  
形成の促進に関する施策

## 第2部

# 男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進

## 第1節

## 国内本部機構の組織・機能等の拡充強化

### 1 男女共同参画会議の機能発揮

#### (1) 男女共同参画会議の活動

内閣府に設置された重要政策に関する会議の一つである男女共同参画会議は、内閣総理大臣、議長である内閣官房長官及び男女共同参画担当大臣のリーダーシップの下、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項などについて調査審議を進めてきた。

#### (2) 男女共同参画社会の形成に関する調査研究

内閣府では、平成20年6月に「高齢男女の自立した生活に関する実態調査」を公表した。

#### (3) 情報の提供、広報・啓発活動

ア 国際社会及び諸外国における取組の動向に関する情報の提供

内閣府では、国連婦人の地位委員会（CSW）、女子差別撤廃委員会（CEDAW）、欧州連合（EU）、欧州評議会（CE）等の取組や、アジア太平洋経済協力（APEC）、各種地域機関、諸外国における先進的な取組の動向について情報を収集・整備し、男

女共同参画推進連携会議企画委員会主催の情報・意見交換会、政府の広報誌、インターネット等を通じて、情報を提供している。

イ ホームページによる情報の提供

内閣府では、インターネットホームページを通じて、国内外の男女共同参画社会の実現に向けた取組に関する情報を提供しているほか、本ホームページを男女共同参画に関する総合的な情報交流の拠点とするべく、一層の充実を図っている。

ウ 広報・啓発活動

内閣府では、男女共同参画に関する総合情報誌「共同参画」を定期的に発行し、男女共同参画推進本部、地方公共団体、女性団体等の活動状況等に関する情報を広く提供した。また、海外に我が国の男女共同参画の現状を紹介するため、英文パンフレット「Gender Equality in Japan」を発行し、各国政府や国際機関等に配布している。

### 2 総合的な推進体制の整備・強化等

#### (1) 男女共同参画基本計画（第2次）に基づく施策の推進

政府は、男女共同参画社会基本法に基づく基本計画として、平成17年12月27日に「男女共同参画基本

第2-1-1表 男女共同参画会議の動き

男女共同参画会議決定等	専門調査会	時期
政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況及び今後の取組に向けての意見（高齢者の自立した生活に対する支援について）	監視・影響調査専門調査会	平成20年6月
専門調査会報告等	専門調査会	時期
企業が仕事と生活の調和に取り組むメリット	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会	平成20年4月
地域における男女共同参画推進の今後のあり方について	基本問題専門調査会	平成20年10月

計画（第2次）」を閣議決定した。「男女共同参画基本計画（第2次）」では、12の重点分野を掲げ、それぞれについて、32年までを見通した施策の基本的方向と22年度末までに実施する具体的施策の内容を示している（第2-1-2表）。

「男女共同参画基本計画（第2次）」を実効性あるものとして推進していくために、男女共同参画会議は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況について、各分野の専門家の知見を活用しつつ、監視を行っている。

さらに、「男女共同参画基本計画（第2次）」については、平成22年度には計画全体の見直しを行うこととされていることから、21年3月26日に男女共同参画会議に対して、内閣総理大臣から次期計画の策定に当たっての基本的な考え方について諮問がなされた。これを踏まえ、男女共同参画会議では、次期計画の策定について調査検討を行っている。

また、内閣府では、地方公共団体に対し、男女共同参画社会基本法に基づく都道府県及び市町村男女共同参画計画の策定に当たって、情報提供を行っている。

## (2) 年次報告等の作成

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第76号）第12条に基づき、「平成20年版 男女共同参画白書」（「平成19年度男女共同参画社会の形成の状況」及び「平成20年度男女共同参画社会の形成の促進施策」）を作成した。

## (3) 国際機関・諸外国の国内本部機構との連携・協力の推進

男女共同参画社会の形成の促進に関する各種国際会議への出席、相互交流、インターネット等を活用した情報交換を通じて、国際機関、諸外国の国内本部機構との連携・協力を努めた。

## (4) 男女共同参画担当大臣

平成4年の宮澤内閣の改造に際し、女性問題を総合的に推進するために行政各部が所管する事務の調整を行う婦人問題担当大臣が置かれ、内閣官房長官が指定された。その後名称は「女性問題担当」、「男女共同参画担当」と変わるが、以後歴代内閣において男女共同参画を担当する大臣が置かれている。13年1月以降は、内閣官房長官が内閣府設置法（平成

第2-1-2表 男女共同参画基本計画（第2次）の構成

### 【計画の対象期間】

施策の基本的方向…平成32年（西暦2020年）までを見通した、長期的な施策の方向性  
 具体的施策……………平成22年（西暦2010年）度末までに実施する具体的な施策

### 【計画の構成】

#### 第1部 基本的考え方

- 1 男女共同参画基本計画の基本的考え方と経緯等
- 2 男女共同参画基本計画（第2次）の構成と重点事項

#### 第2部 施策の基本的方向と具体的施策

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- 3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 4 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立
- 5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
- 6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
- 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 8 生涯を通じた女性の健康支援
- 9 メディアにおける男女共同参画の推進
- 10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献
- 12 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進

#### 第3部 計画の推進

- 1 国内本部機構の組織・機能等の拡充強化
- 2 国の地方公共団体、NPO、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化
- 3 女性のチャレンジ支援

11年法律第89号)に基づく特命担当大臣とされていたが、17年10月以降、内閣官房長官以外の大臣が男女共同参画や少子化対策を担当する大臣に任命され、男女共同参画社会の形成の促進に関する事項の企画立案及び総合調整を行っている。

#### (5) 男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当官会議の開催

男女共同参画推進本部(以下、この節において「本部」という。)は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、閣議決定に基づき、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び男女共同参画担当大臣を副本部長とし、全閣僚を本部員として内閣に設置されている。本部には、男女共同参画担当官が置かれ、本部員を補佐するとともに関係行政機関において所要の調整の事務を行っており、また、関係行政機関相互の機動的な連携を図るために、男女共同参画担当官会議が置かれている。

#### (6) 男女共同参画に関する施策についての苦情の処理に関する取組の推進

男女共同参画に関する施策についての苦情の処理や人権が侵害された場合における被害者の救済に関する取組を推進するため、関係機関の連携強化、従事者の知識・技能の向上及び活動の活性化等を行っている。

内閣府では、国及び地方公共団体に寄せられた男女共同参画に関する施策についての苦情内容及び男女共同参画に関する人権侵害事案の処理状況等について取りまとめ、監視・影響調査専門調査会に報告した。また、苦情解決に当たっての視点・方法論、苦情事例等を紹介する「苦情処理ガイドブック」を改定し、関係機関等に配布するほか、地方公共団体における苦情処理事務担当者、行政相談委員及び人権擁護委員を対象とする研修を実施した。さらに、都道府県・政令指定都市が設置する男女共同参画センター等の管理者等との男女共同参画に関する施策についての情報交換会を開催した。

総務省では、行政相談委員の中から指名した男女共同参画担当委員(平成15年9月全国で123名を指名し、19年度には186名に増員)が、男女共同参画の認識を高めるための研修会、シンポジウム等への

参画や関係施策の説明資料の配布を行ったほか、男女共同参画社会に関する施策についての苦情等を受け付けるための行政相談所を開設した。

法務省では、人権擁護委員に対し、男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された被害者の相談などに適切に対処するために必要な知識の習得を目的とする「人権擁護委員男女共同参画問題研修」を実施した。

### 第2節

## 国の地方公共団体、NPO、NGO に対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化

#### (1) 都道府県・政令指定都市における男女共同参画に関する行政の推進状況

全都道府県・政令指定都市に男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する部課(室)が置かれ、地方公共団体においても地域の特色を活かした男女共同参画社会の形成に関する行政が推進されている。

#### (2) 地方公共団体に対する支援の強化

内閣府では、平成14年度から、住民に身近な行政に携わる地方公共団体職員等を対象に、国の施策等について理解を深めるため、男女共同参画に関する「基礎研修」及び「政策研修」を実施しており、20年度からは独立行政法人等を対象とした「人事・労務担当者講習会」を開催している。

また、各地域での取組の促進、気運を広く醸成することを目的として、「男女共同参画フォーラム」を開催しているほか、市区町村において、男女共同参画社会づくりに取り組む「男女共同参画宣言都市」となることを奨励することを目的として「男女共同参画宣言都市奨励事業」を引き続き実施するとともに、男女共同参画宣言都市奨励事業を実施した地方公共団体の首長等による「男女共同参画宣言都市サミット」を開催している。

#### (3) NPO、NGO との連携の強化

内閣府では、各界各層との情報・意見交換やNPO、NGO との交流による連携を図ることを目的として、男女共同参画推進連携会議等において、政府の施策や国際的な動き等についての情報提供を行った。

#### (4) 男女共同参画社会の実現に向けた気運醸成

内閣府では、「『男女共同参画週間』について」（平成12年12月男女共同参画推進本部決定）に基づき、平成13年度より、6月23日から29日までの1週間、「男女共同参画週間」を実施している。この期間内において、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」の開催や「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」、「女性のチャレンジ賞、支援賞、特別部門賞 男女共同参画担当大臣表彰」を始めとして、広報啓発活動を行っている。なお、「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」は、男女共同参画社会づくりに向けた取組の一層の促進を図るため、20年度より、内閣官房長官表彰から格上げされたものである。

また、各地域の若年層における男女共同参画社会づくりに向けての気運の醸成・意識の浸透を図り、全国各地における男女共同参画社会の形成に向けた取組を促進することを目的に、「男女共同参画ヤングリーダー会議」を実施している。

### 第3節 女性のチャレンジ支援

#### (1) 女性のチャレンジ支援策の充実

平成15年6月に男女共同参画推進本部において決定された、チャレンジ支援のためのネットワーク形成の重要性等を内容とする「女性のチャレンジ支援策の推進について」を受け、女性のチャレンジ支援のための関連情報のワンストップ・サービス化、ネットワーク化を推進するため、内閣府では、国による女性のチャレンジ支援関係施策やロールモデル情報をインターネット上に総合的に提供する「チャレンジ・サイト」について拡充を図っている。

また、起業、特定非営利活動法人での活動、地域活動等にチャレンジすることで輝いている女性個人、女性団体・グループ及びそのようなチャレンジを支援する団体・グループを顕彰し、チャレンジの身近なモデルを示すことによって男女共同参画社会の実現のための気運を高めることを目的として、女性のチャレンジ賞表彰(男女共同参画担当大臣表彰)を実施した。

#### (2) 女性若年層に対する取組の推進

内閣府では、関係省と連携し、女子高校生・学生等を対象に、平成17年度から、女性の進出が遅れている理工系分野に関する情報提供・意識啓発キャンペーンなどを実施している。

#### (3) 女性の再チャレンジ支援策の推進

子育て等でいったん就業を中断した女性の再就職・起業等を総合的に支援するため、「女性の再チャレンジ支援策検討会議」（内閣官房長官主宰、関係閣僚により構成）において決定された「女性の再チャレンジ支援プラン」（平成17年決定、18年改定）に基づき、関係府省が連携して支援策を推進した。

内閣府では、子育て中の女性の再チャレンジに必要な情報提供を行う講座を身近な子育て支援施設等において実施できるようなプログラム・教材の開発とともに、再チャレンジした女性の成功事例の分析やNPOにおける女性の再チャレンジの実情等に関する調査事業を実施している。また、総合的な支援情報ポータルサイト「女性いきいき応援ナビ」を通じ、再チャレンジに必要な情報をインターネット上で提供している。

## 第1節

国の政策・方針決定過程への  
女性の参画の拡大

## 1 女性国家公務員の採用・登用等の促進

## (1) 女性国家公務員の採用・登用等の促進

各府省は、人事院が策定した「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」（平成17年に改定）に基づき、平成22年度（2010年度）までの目標を設定した「女性職員の採用・登用拡大計画」を策定し、具体的な取組を進めている。

また、平成16年4月に男女共同参画推進本部が決定した「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」において、女性国家公務員の採用・登用の拡大等に係る取組の大枠を定めるとともに、各省庁人事担当課長会議で、22年度頃までの政府全体としての採用者に占める女性の割合の目安として、国家公務員採用I種試験の事務系の区分試験（行政、法律、経済）については30%程度、その他の試験については、I種試験の事務系の区分試験の目標を踏まえつつ、試験毎の女性の採用に係る状況等も勘案して、できる限りその割合を高めることを目標とすること等を申し合わせている。本目標は「男女共同参画基本計画（第2次）」にも盛り込まれており、各府省は目標達成に向けて取組を進めている。

さらに、平成20年4月に男女共同参画推進本部が決定した「女性の参画加速プログラム」において、公務員は、活躍が期待されながら女性の参画が少ない3つの重点分野の1つとされ、国家公務員については、本省課室長相当職以上に占める女性の割合を22年度末までに5%程度とする目標等が設定された。これらに基づき、各府省においては、「女性職員の採用・登用拡大計画」等に、本省課室長相当職以上に占める女性の割合を現在の割合より少なくとも3%程度を基本として増加するという数値目標を設定する等きめ細かで具体的な行動計画とすべく充実・見直しを行うことに加え、柔軟な勤務体制の推進や働き方の見直し、職務経験を通じた積極的な

キャリア形成の支援等の取組を進めている。

人事院では、公務に優秀な女性を確保するという観点から、女子学生セミナーを全国12都市のべ13回実施し、募集パンフレットの作成、HPによる情報提供等女子学生に対する募集活動を積極的に行うとともに、各府省の人事担当課長からなる「女性職員の採用・登用拡大推進会議」を平成21年1月30日に開催し、採用拡大のための具体的取組事例やメンター、テレワークの取組事例等について、情報提供及び意見交換を行うなど、啓発に努めた。

総務省は、「男女共同参画基本計画（第2次）」及び「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」を受けた各省庁人事担当課長会議申合せ等に基づき、人事院と共同で、各府省における女性国家公務員の採用・登用の拡大等の取組状況についてのフォローアップを実施し、その結果を平成20年10月に公表した。20年度の国家公務員I種試験等の事務系区分については、採用者に占める女性の割合は24.2%となっている。

防衛省においては、平成20年7月、防衛省における男女共同参画の推進に全省的に取り組むため、男女共同参画推進企画室を設置した。

## (2) 仕事と育児・介護等家庭生活との両立支援

人事院及び政府は、育児を行う職員が職務を完全に離れることなく育児の責任も果たせるよう職員の職業生活と家庭生活との両立を支援することが必要として、平成19年に小学校就学前までの子を養育する職員を対象とした育児短時間勤務制等を導入し、制度の利用を促進するため、職場環境の整備に努めている。

人事院では、平成20年の人事院勧告時には、育児や介護のための両立支援を推進することが重要であることから、職員のニーズに合わせて、育児休業、育児短時間勤務制度や介護休暇制度が活用されるよう、制度の周知や利用モデルの提示を行うとともに、男性職員に対する周知等に努める旨報告した。この報告を踏まえて、21年3月に「育児を行う職員

の仕事と育児の両立支援制度の活用に関する指針」を改正するとともに、男性職員に対して両立支援制度の周知徹底を図るために、新しくリーフレット「パパ育ガイド」を作成し、併せて「仕事と育児・介護の両立支援に関する連絡協議会」を実施した。

また、同勧告時に、超過勤務の縮減は、職業生活と家庭生活の調和の観点からも、喫緊に取り組む必要のある重要課題であり、政府全体として計画的に在庁時間削減に取り組む必要があることについて言及した。

## 2 国の審議会等委員への女性の参画の促進

国の審議会等における女性委員の割合については、平成18年4月に、男女共同参画推進本部決定により、審議会等の委員について、政府全体として、女性委員の割合が22年度末までに少なくとも33.3%、32年までに、男女のいずれかが10分の4未満とならない状態を達成するよう努めるという目標が設定されている。また、専門委員等についても、22年度末までに20%、32年までのできるだけ早い時期に、30%となるように努めることとされている。

平成20年9月末現在、女性委員の割合は32.4%となり、前年と比べて0.1ポイント、女性の専門委員等の割合については、15.1%となり、前年と比べて1.2ポイント上昇した。審議会等の女性委員の割合が順調に上昇している一方、専門委員等については、目標に比べまだ低い状況にある。

内閣府では、各府省が国の審議会等の女性委員の人材情報を収集する際の参考とするため、女性人材データベースを運用するとともに、当該データベースの既登録内容の更新・新規登録情報の開拓、適切なセキュリティ対策に努め、女性の人材に関する効果的な情報提供が可能となるよう、利便性の向上を目指し、改善に取り組んでいる。

### 第2節

## 地方公共団体等における 取組の支援、協力要請

### 1 女性地方公務員の採用・登用等に関する 取組の支援、要請等

内閣府では、「女性の参画加速プログラム」（平成20年4月男女共同参画推進本部決定）を踏まえた女

性職員の登用促進に向けた取組を更に推進するよう情報提供を行うため、「地方公務員における女性の採用・登用等に関する事例調査」を行い、平成21年度に公表する予定としている。

総務省では、地方公共団体に対して、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の定める平等取扱いと成績主義の原則に基づき、女性地方公務員の採用、登用、職域拡大等に積極的に取り組むよう要請を行っているところであり、平成20年4月に男女共同参画推進本部において決定された「女性の参画加速プログラム」に基づき、更なる女性職員の登用の拡大に向けた取組を積極的に進めるよう要請を行った。

平成19年には、地方公務員が職務を完全に離れることなく長期にわたり仕事と育児の両立が可能となるよう、小学校就学の始期に達するまでの期間、育児のための短時間勤務をすることができる制度等を導入するとともに、併せて部分休業の対象となる子の範囲も小学校就学の始期に達するまでに拡大したところであり、制度を利用しやすい職場環境の整備等を行うよう助言している。また、職業生活と家庭生活の調和の観点から、ワーク・ライフ・バランスの推進と、時間外勤務の縮減及び年次有給休暇の計画的使用の促進等についても積極的に取り組むよう要請を行った。

消防庁では、消防組織における女性消防職員の更なる積極的な採用と職域の拡大等について推進するため、各消防本部に対し、男女の区別ない平等な受験機会の提供、警防業務における職域の拡大、女性職員のための庁舎等の環境整備等に積極的に取り組むよう要請を行っている。

警察では、男女共同参画社会の実現についての理解を深めさせるため、都道府県警察の幹部警察職員を対象として、警察大学校警部任用科等における研修の機会に、男女共同参画に関する施策についての教育を実施している。

### 2 審議会等委員への女性の参画に関する取組の支援

内閣府では、地方公共団体に対して、有識者等の人材に関する情報提供を行っている。

男女共同参画会議は、平成18年10月に決定した「都道府県・政令指定都市における審議会等の委員

についての国の法令に基づく職務指定について」に基づき、①審議会等の委員についての職務指定の在り方の検討、②都道府県・政令指定都市に対する助言・支援、③人材育成に係る施策の推進について積極的な取組等を行っている。

### 第3節

#### 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援

総合科学技術会議では、独立行政法人・国立大学法人等における女性研究者の活躍を促進する制度・取組などを把握し公表した。

厚生労働省では、男女雇用機会均等確保のため、「ポジティブ・アクション応援サイト」を設け、個別企業から寄せられた取組状況を紹介している。また、事業場から選任された機会均等推進責任者あて、メールマガジンによる情報提供を行い、その活動の促進を図っている。

文部科学省では、大学における女性の教員の採用の意義にかんがみ、各大学において男女共同参画の視点に立った教員採用が行われるよう、各種機会を通じて関係者に対し配慮を促している。

### 第4節

#### 調査の実施及び情報・資料の収集、提供

##### 1 政策・方針決定参画に関する調査・研究の実施

内閣府では、毎年「女性の政策・方針決定参画状

況調べ」を取りまとめ、公表している。

また、昨年に引き続き、「諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画に関する調査」を実施し、平成21年3月に調査結果報告書を公表した。

##### 2 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供及び人材の育成

独立行政法人国立女性教育会館女性教育情報センターでは、「男女共同参画人材情報データベース」を「女性情報ポータル“Winet（ウィネット）”」（<http://winet.nwec.jp>）上に公開し、女性の人材情報として利用できるよう、充実に努めている。

##### 3 政策・方針決定過程の透明性の確保

総務省では、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）の的確な運用に努めている。各府省及び総務省では、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）及び基本方針（平成17年12月改定）の枠組みの下で、政策評価に取り組んでいる。

## 第3章

# 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

### 第1節

#### 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

##### (1) 男女の社会における活動の選択に中立的な社会制度の検討

男女共同参画会議監視・影響調査専門調査会では、平成20年6月に「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視について（高齢者の自立した生活に対する支援につい

て）」の意見決定を行った。本意見決定では高齢者の自立支援をめぐる現状と課題について、男女の状況の違いや現役時のライフスタイルとの関連を踏まえながら分析し、男女共同参画の効果的な取組の在り方について提言し、各府省に取組の推進を求めている。特に、高齢期の経済的自立につなげる観点から、税制・社会保障制度については、女性の働き方の変化を踏まえ、女性の経済的自立を阻害しないという視点から、多様なライフスタイルに中立的な制

度の構築の必要性について指摘している。

厚生労働省では、被用者としての年金保障を充実させる観点などから、「正社員に近い」パートタイム労働者に社会保険の適用範囲を拡大するための被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案を第166回国会に提出し、継続審議とされたところである。

## (2) 家族に関する法制の整備

法務省では、婚姻及び離婚制度について、男女平等などの見地から、平成8年2月の法制審議会答申（「民法の一部を改正する法律案要綱」）を踏まえ、検討を行った。また、同答申及びそのうちの選択的夫婦別氏制度の概要について、ホームページへの掲載等を通じ、広く国民にその内容を公開している。

### 第2節

## 国民的広がりを持った 広報・啓発活動の展開

### (1) わかりやすい広報・啓発活動の推進

「男女共同参画基本計画（第2次）」では、社会的性別（ジェンダー）について、誤解や混乱の解消を図るため、社会的性別（ジェンダー）の視点について明確な定義が置かれるとともに、不適切な事例が記述されており、内閣府では、男女共同参画の理念や社会的性別（ジェンダー）の視点の定義に関する理解を深めるよう広報・啓発活動を行った。

### (2) 多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進

内閣府では、平成13年度から、6月23日から29日までの1週間、「男女共同参画週間」を実施し、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下、全国的に各種行事を行い、広報・啓発活動を行っている。

厚生労働省では、平成19年4月1日より改正・施行されている雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）を一層定着させ、男女の均等取扱い等の確保を図るため、労使を始め関係者に対し、第23回男女雇用機会均等月間（6月）を始め、あらゆる機会をとらえて効果的な広報・啓発活動を実施している。

法務省では、全国の人権擁護機関（法務省人権擁護局、8法務局、42地方法務局、284支局、1万

4,178名の人権擁護委員（平成20年4月1日現在）において、男女共同参画に関する国民の認識を深めるため、平成14年3月に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、「人権週間」等の多様な機会を通じて、全国的に啓発・広報活動を推進している。

### (3) 多様な団体との連携による広報・啓発活動の推進

内閣府では、一般国民、地方公共団体、行政機関の連携を図り、全国及び地域での取組を推進するため、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」、「男女共同参画宣言都市奨励事業」、「全国男女共同参画宣言都市サミット」及び「男女共同参画フォーラム」を実施した。

また、男女共同参画推進連携会議の活動を通じ、幅広く各界各層との情報・意見交換を行った。

### 第3節

## 法律・制度の理解促進 及び相談の充実

総務省では、男女共同参画担当委員を中心に、①各地の男女共同参画センター等で定期的に相談所を開設する、②男女共同参画に関する行政相談懇談会を開催し、苦情を受け付ける、③デパートなどに設けられている「総合行政相談所」で男女共同参画に関する施策についての苦情を受け付けるなどの活動を行っている。

法務省の人権擁護機関では、常設の人権相談所のほか、女性の人権問題に関する専用の電話相談窓口である「女性の人権ホットライン」、インターネット人権相談受付窓口などを通じ、幅広く人権相談に応じている。また、英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所を設置し、その内容を充実させるよう努めている。

### 第4節

## 男女共同参画にかかわる調査研究、 情報の収集・整備・提供

総務省では、統計法（昭和22年法律第18号）及び統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づく統計調査の実施についての審査・調整等の際に社会的性別（ジェンダー）に配慮している。

独立行政法人国立女性教育会館では、「女性と男性に関する統計データベース」を更新し、インターネットによるデータの提供を行うほか、男女共同参

画統計データブックにより情報提供している。

厚生労働省では、働く女性に関する動きを取りまとめ「働く女性の実情」として毎年公表している。また、女性と仕事の未来館のホームページ (<http://www.miraikan.go.jp>) において、働く女性に関する統計・調査・研究についての最新情報を公開し提供を行っている。

総務省では、男女共同参画週間にちなんで、平成

18年に実施した社会生活基本調査の結果から、共働き世帯（夫婦とも雇用されている世帯）について、夫と妻の1日の仕事、家事・育児、自由時間について取りまとめ、「統計トピックス No. 30 夫と妻の仕事、家事・育児、自由時間の状況」 (<http://www.stat.go.jp/data/shakai/topics/topi30.htm>) として公表した。

## 第4章

# 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

### 第1節

## 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

### 1 男女雇用機会均等の更なる推進

#### (1) 男女雇用機会均等の更なる推進

男女雇用機会均等の更なる推進を図るため、男女双方に対する差別の禁止や雇用ステージの明確化・追加とともに、間接差別の禁止など性差別禁止の範囲の拡大、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメントに関する事業主の雇用管理上の義務の強化、女性の坑内労働に関する規制の緩和等を内容とする男女雇用機会均等法及び労働基準法の改正法が、平成19年4月から施行されている。

また、厚生労働省では、平成19年11月に、男女雇用機会均等法第4条に基づき男女雇用機会均等対策基本方針を策定し、今後5年間における男女雇用機会均等確保対策の基本となるべき事項を定めている。法制度の整備は大きく進展し、女性の社会進出が着実に進んでいるものの、管理職や役員女性の比率は国際的にみてもまだに低い状況にあるなど、実質的な機会均等が確保されたとはいえない状況がみられるため、本方針のもと、実質的な男女雇用機会均等の確保を目指すという観点から、男女雇用機会均等法の円滑な施行はもとより、ポジティブ・アクションの一層の推進を図り、働き続けることを希望する者が就業意欲を失うことなくその能力を伸長・発揮できる環境整備等を促進している。

#### (2) 男女雇用機会均等法に基づく行政指導

厚生労働省では、性による差別的な取扱いを行う企業に対して、都道府県労働局長の助言、指導、勧告により男女雇用機会均等法違反の是正を図るとともに、採用、配置、昇進等における男女労働者間の格差が大きい企業に対しては、女性の採用拡大、職域拡大、管理職の登用等に向け、積極的取組（ポジティブ・アクション）を行うよう促している。

#### (3) コース等で区分した雇用管理に関する留意事項の周知徹底

厚生労働省では、コース等で区分した雇用管理制度を導入している企業に対し、男女雇用機会均等法改正に伴い見直した「コース等で区分した雇用管理についての留意事項」の周知徹底を図るとともに、留意事項に沿った制度運用を行うよう指導等を行っている。

#### (4) 紛争解決の援助、相談体制の充実

厚生労働省では、性による差別的取扱い、妊娠・出産を理由とする不利益取扱い及びセクシュアル・ハラスメント等に関する労働者と事業主との間の個別の紛争については、都道府県労働局長による助言、指導、勧告及び機会均等調停会議の調停により、紛争の円滑かつ迅速な解決を図っている。

また、これらの措置が十分活用されるよう、紛争解決援助制度について、男女労働者等に積極的に周知している。

### (5) 女子学生等の就職問題に関する施策の推進

厚生労働省では、企業の募集・採用における性による差別的取扱いに対して是正指導を行うとともに、企業の採用担当者等に対して男女雇用機会均等法に基づく男女均等な選考ルール of 徹底を図るための啓発指導を実施している。

また、採用実績に男女差が大きい企業に対しては女性の採用拡大についてのポジティブ・アクションに取り組むよう促している。

## 2 企業における女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進

厚生労働省では、男女労働者間の格差が大きい企業に対して、ポジティブ・アクションを行うよう促すほか、具体的取組方法についての相談、情報提供等を実施し、企業での取組を促進している。

また、ポジティブ・アクションの取組を一層広く普及させていくため、経営者団体と連携し、企業のトップをメンバーとする女性の活躍推進協議会を開催し、企業が自ら自主的にポジティブ・アクションに取り組むことを促している。

さらに、ポジティブ・アクションを積極的に推進している企業に対し、公募により「均等・両立推進企業表彰」（厚生労働大臣賞及び都道府県労働局長賞）を実施しているほか、個々の企業が実情に応じた目標を立てる際に活用できるよう、同業他社と比較したその企業の女性の活躍状況や取組内容についての診断が受けられるベンチマーク事業を実施している。

その他、事業主がポジティブ・アクションの実施状況を開示する場合の国の援助として、「ポジティブ・アクション応援サイト」を設け、個別企業から寄せられた取組状況を紹介している。

また、事業場から選任された機会均等推進責任者あて、メールマガジンによる情報提供を行い、その活動の促進を図っている。

## 3 セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理の改善の推進

厚生労働省では、事業主のセクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の措置義務を徹底するため、男女雇用機会均等法及び「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配

慮すべき措置についての指針」（平成18年厚生労働省告示第615号）の内容について周知を図るとともに、措置を講じていない事業主に対しては指導により措置の実施を求めている。

## 4 男女間の賃金格差の解消

厚生労働省では、平成14年11月に取りまとめた「男女間の賃金格差問題に関する研究会報告」を受け、15年4月に作成した「男女間の賃金格差解消のための賃金管理及び雇用管理改善方策に係るガイドライン」について、その周知啓発を行っている。

### 第2節 母性健康管理対策の推進

厚生労働省では、男女雇用機会均等法により事業主の義務とされている母性健康管理の措置（健康診査の受診等に必要な時間の確保及び医師等の指導事項を守るために必要な措置を講ずること）及び労働基準法（昭和22年法律第49号）に定められた母性保護規定（産前・産後休業、妊産婦等に係る危険有害業務の就業制限等）について、事業主、女性労働者、医療関係者等に対し、周知徹底を図っている。

また、母性健康管理に関して必要な措置を講じない事業主に対し行政指導を行うとともに、事業主が母性健康管理の措置を適切に講ずることができるように、女性労働者に対して出された医師等の指導事項を事業主に的確に伝えるための「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用を促進している。

さらに、都道府県労働局に母性健康管理指導医を配置するとともに、事業所内の産業医等産業保健スタッフへの研修を実施し、母性健康管理体制の整備を図っている。平成19年度からは企業や女性労働者に対して母性健康管理に関する情報を提供するサイト「妊娠・出産をサポートする 女性にやさしい職場づくりナビ」（<http://www.bosei-navi.go.jp>）を開設し、制度の周知を図っている。

### 第3節 女性の能力発揮促進のための援助

#### 1 在職中の女性に対する能力開発等の支援

##### (1) 情報提供、相談、研修等の拡充

厚生労働省では、職域拡大、職業能力の向上のた

めに必要な情報提供、相談、研修等を受けられる機会の拡充を図っている。また、女性と仕事の未来館において、女性の能力発揮のためのセミナーや相談、働く女性に関する情報の提供等を行い、働く女性の支援事業を総合的に実施している。

## (2) 公共職業訓練等の推進

国、都道府県等が設置・運営する公共職業能力開発施設において、離職者、在職者、学卒者に対する職業訓練を実施している。

また、事業主等が行う教育訓練を支援するため、キャリア形成促進助成金の活用等のほか、公共職業能力開発施設における在職者に対する訓練の実施、事業主等に対する同施設の貸与、同施設の職業訓練指導員の派遣などを行っている。さらに、職業能力開発に関する情報提供・相談援助等を行っている。

## (3) 労働者の自発的な職業能力開発の推進

厚生労働省では、労働者の自発的な職業能力開発を推進するため、教育訓練給付制度の活用のほか、労働者の自発的な取組を支援する事業主に対する助成、情報提供・相談援助等を行っている。

## 2 再就職に向けた支援

厚生労働省では、育児・介護等のために退職し、将来再就職を希望する者に対し、セミナーの実施、情報提供等の援助を行うほか、平成16年度から、キャリアコンサルタント等による相談の実施等、再就職のための計画的な取組が行えるようきめ細かい支援を行う「再チャレンジサポートプログラム」を実施している。また、再就職準備に関する情報及び仕事との両立に役立つ育児・介護等のサービスに関する情報をインターネットで総合的に提供している（「再就職サポートサイト」(<http://www.saisyuusupport.jp/>)及び「フレイフレネット」(<http://www.2020net.jp/>)）。

また、平成18年度からは、全国12か所にマザーズハローワークを、19年度からマザーズハローワーク未設置の主要なハローワークにマザーズサロン（36県各1か所ずつ）を設置し、子育てをしながら早期の就職を希望している者等に対してきめ細かな就職支援を実施している。20年度においては、地方の中核的な都市のハローワークにマザーズコーナー（全

国60か所）を設置して同様のサービスを展開している。

## 第4節

### 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の整備

#### 1 パートタイム労働対策の総合的な推進

##### (1) パートタイム労働者の均衡のとれた待遇等の推進

パートタイム労働者がその能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、働き方の実態に応じた通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保や通常の労働者への転換の推進等を内容とする短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第72号）が、平成20年4月1日から施行され、厚生労働省では、改正法の着実な実施のため、幅広く啓発等を行うとともに、事業主に対する指導等を行っている。

また、パートタイム労働者の均衡待遇に取り組む事業主や中小企業事業主団体を支援するため短時間労働者均衡待遇推進等助成金を支給している。

##### (2) パートタイム労働者の雇用の安定

厚生労働省では、パートタイム雇用に関する職業紹介サービス等を提供するパートバンクを設置し、パートタイム雇用に係る円滑な需給調整を推進している。

##### (3) パートタイム労働者に対する社会保険の適用拡大

厚生労働省では、パートタイム労働者が社会経済においてその役割や比重を増していく中で、被用者としての年金保障を充実させる観点などから、「正社員に近い」パートタイム労働者に社会保険の適用範囲を拡大するための「被用者年金制度の一元化等」を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案を第166回国会に提出し、継続審議とされたところである。

#### 2 労働者派遣事業に係る対策の推進

厚生労働省では、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき、適正な事業運営が確保されるよう派遣元事業主、派遣先等に対し、制度の周知及び指導の徹底を図るとともに、派

遣労働者等からの相談に対応している。

また、労働者派遣法について、労働者の保護の仕組みを強化する観点から、日雇派遣の原則禁止や派遣労働者の待遇の改善等を内容とする改正法案を、平成20年11月に国会に提出した。

### 3 在宅勤務等、新しい就業形態等に係る施策の推進

政府では、2010年までにテレワーカーを就業者人口の2割とする目標の実現に向けて、「テレワーク人口倍増アクションプラン」(平成19年5月テレワーク推進に関する関係省庁連絡会議決定、IT戦略本部了承)を策定し、政府一体となってテレワークの普及を推進している。

アクションプランの着実・迅速な実施に向けて、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省のテレワーク関係4省は、産学官からなる「テレワーク推進フォーラム」において、課題解決のための調査研究や普及活動を展開している。

総務省では、テレワークの普及のための実証実験(多くの企業等にテレワークを試行・体験してもらう機会の提供や、業務アウトソーシングにテレワークを活用することによる地域活性化等の提示・啓発など)の実施や、テレワーク環境整備税制(テレワーク設備導入の際の税制優遇措置)の実施、全国各地で普及啓発セミナーを開催するなど、アクションプランの着実・迅速な実施に取り組んでいる。また、総務省職員のテレワーク制度も導入し、国家公務員テレワークを率先実施している。

国土交通省では、テレワーク導入・推進を図るための「企業のためのテレワーク導入・運用ガイドブック」の改訂やテレワーク人口実態を把握するための調査を実施するとともに、職場や自宅以外での就労を可能にするテレワークセンターの機能や環境等を検討するため、横浜市青葉区あざみ野で実証実験を実施した。

厚生労働省では、適正な労働条件下でのテレワークの普及促進のため、主要3都市に相談センターを設置するとともに、在宅勤務の適切な労務管理の在り方を示した「在宅勤務ガイドライン(情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン)」について、内容を明確化するための改正を行い、事業主等への周知・啓発を行って

いるほか、事業主・労働者等を対象としたセミナーを実施した。

また、在宅ワークについて契約条件の文書明示や適正化などを示したガイドラインの周知・啓発を行うとともに、在宅ワーカーに対し、情報を提供するサイトの運用、セミナーの開催、相談等の支援事業を実施した。

### 4 男女のそれぞれ少ない職業分野への参画

内閣府では、関係省と連携し、女子高校生・学生等を対象に、平成17年度から、女性の進出が遅れている理工系分野に関する情報提供・意識啓発キャンペーンなどを実施している。

## 第5節

### 起業支援等雇用以外の就業環境の整備

#### 1 起業支援策の充実

経済産業省では、株式会社日本政策金融公庫を通じ、女性等を対象に優遇金利を適用する融資制度(女性、若者/シニア起業家支援資金)や、無担保、無保証人で融資を受けられる新創業融資制度を用意し、開業・創業の支援を行っている。

また、全国商工会連合会、日本商工会議所に対する補助を通じて、創業に向けて具体的な行動を起こそうとする者を対象に、創業に必要な実践的能力を30時間程度で習得させる創業塾を実施しており、この中で女性向け創業塾も実施した。

厚生労働省では、起業を希望する女性を支援するため、経営上のノウハウ等についてアドバイスを与えるメンター(先輩の助言者)を経験の浅い女性起業家に紹介するメンター紹介サービス事業を実施するとともに、起業に関する様々な情報を提供する専用サイトを運用している。また、女性と仕事の未来館において、起業支援セミナーの開催や交流会等支援事業を実施している。

#### 2 雇用・起業以外の就業環境整備

厚生労働省では、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、委託者、家内労働者に対し、家内労働手帳の普及、工賃支払の確保、最低工賃の決定・周知、安全衛生の確保等の対策を推進している。

# 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立

## 第1節

## あらゆる場における意識と行動の変革

農林水産省では、農山漁村に暮らす男女のあらゆる場における意識と行動の変革を進めるため、「農山漁村女性の日」記念行事の開催、地域における優良な取組事例の表彰など、男女共同参画社会の形成に向けた普及啓発活動等を推進した。

「食育推進基本計画」（平成18年3月食育推進会議決定）に基づき、「食事バランスガイド」の活用を通じ、米を中心とした多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践を促進した。また、我々の食生活が、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動の上に成り立っていることへの理解を深めることを目的として、農林漁業者などが一連の農作業等の体験の機会を提供する「教育ファーム」の取組を推進した。

## 第2節

## 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

農林水産省では、地域社会や農林漁業経営への女性の参画を促進するため、市町村等各地域レベルにおいて農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等の女性役員、女性農業委員や女性認定農業者等の具体的な目標設定を推進するとともに、目標達成に向けた普及啓発を実施した。また、経営管理能力等向上に向けた研修や情報提供を実施し、地域の女性リーダーの育成を図った。

## 第3節

## 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

農林水産省では、女性の農林漁業経営への参画の

促進のため、研修や普及啓発等を支援し、女性の認定農業者の拡大等を図った。さらに、女性の農業経営と育児等を両立支援し、経営者として成長するために必要な助言を行う相談員の養成を支援した。

また、女性の経済的地位の向上等に資する農林水産物の生産・加工・販売等に取り組む女性の起業活動の更なる発展に向けて、研修等を充実させた。

## 第4節

## 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

農林水産省では、農山漁村の子育て支援に関する普及啓発を行うとともに、女性が地域活動等を行うための施設の整備を支援した。また、女性農林漁業者グループ間の連携を通じた女性の活動の発展を情報提供や交流会の開催により支援した。

## 第5節

## 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備

農林水産省では、高齢者が、その知識及び技能を活かしつつ、地域農業の活性化、担い手支援、集落営農への参画等に取り組めるよう、高齢者に対する普及・啓発や研修、高齢者層の取りまとめ役となる人材の育成等を実施した。また、農村の高齢者対策として、農業協同組合や組合員組織が行う介護や家事援助などの高齢者福祉活動が活発に行われるよう、そのリーダー等の育成等を支援した。

# 男女の職業生活と 家庭・地域生活の両立の支援

## 第1節

### 仕事と家庭の両立支援と 働き方の見直し

#### 1 仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進

平成20年4月には、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、その点検・評価を行うとともに、仕事と生活の調和の実現のための連携推進を図るため、関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」の下に、「仕事と生活の調和推進連携・評価部会」（以下「推進連携・評価部会」という。）を開催した。

推進連携・評価部会では、7月に、平成20年度の効果的な取組推進と21年度の新たな展開を視野に入れ、重点的に取り組んでいく事項を「仕事と生活の調和の実現に向け当面取り組むべき事項」としてとりまとめ、官民一体となった取組を推進している。

男女共同参画会議仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会では、平成20年4月に、働く場としての企業の理解や取組を促進するために、「企業が仕事と生活の調和に取り組むメリット」を公表した。また、7月からは、男女共同参画推進の観点から、仕事と生活の調和の推進を社会の各分野における女性の参画の進展につなげるため、「多様性時代において様々なニーズを抱えた男女がそれぞれ持てる能力を存分に発揮できる男女共同参画社会を実現するために、仕事への意欲向上や能力発揮を促すことに留意した『仕事と生活の調和』の取組推進について」調査検討を行っている。

内閣府では、国や地方公共団体等が実施する女性の活用や仕事と生活の調和推進に関連する企業や団体等に対する主だった表彰の一覧を掲載している。また、男性を取り巻く職場や家族の意識を変えていくことを目的に、育児休業を取得した又は取得中の男性の体験記を募集し、これを「パパの育児休業体験記」としてとりまとめ、育児休業取得から復帰ま

での実践例として広く周知した。

厚生労働省では、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を踏まえつつ、あらゆる機会をとらえ、職業生活と家庭生活の両立を図りやすくするための雇用環境の整備に関する周知啓発活動を積極的に行っている。

また、平成18年に、「男性が育児参加できるワーク・ライフ・バランス推進協議会」において取りまとめた、男性も育児参加できる働き方の必要性とその利点や、そのような働き方を可能とする取組等についての企業経営者向けの提言の普及に取り組んでいる。

さらに、男性の育児休業の取得促進及び男性の仕事と育児の両立の推進に関する周知啓発を目的として、「父親のワーク・ライフ・バランス～応援します！仕事と子育て両立パパ～」ハンドブックを作成した。

#### 2 仕事と子育て・介護の両立のための制度の定着促進・充実

厚生労働省では、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）に規定されている、育児休業、介護休業、子の看護休暇制度、時間外労働の制限の制度、深夜業の制限の制度、勤務時間短縮等の措置等について周知を図るとともに、計画的に事業所を訪問し、就業規則等で必要な制度が設けられているかを確認するなど、制度の普及・定着に向けた行政指導等を実施している。

また、休業の申出又は取得を理由とした不利益な取扱いなど、育児・介護休業法に基づく労働者の権利が侵害されている事案について、労働者からの相談があった場合は的確に対応し、法違反がある場合その他必要な場合には事業主に対する適切な指導を行っている。

これらの取組により、女性の育児休業取得率は平

成19年度において約9割に達するなど、着実な定着が図られつつあるが、第1子出産を機に約7割の女性が離職している状況があり、男性の育児休業取得率も1.56%に留まっている。

こうした現状も踏まえ、平成20年8月から、更なる仕事と家庭の両立支援の推進を図るため、労働政策審議会雇用均等分科会において育児・介護休業法の見直しについて議論を行い、同年12月に同審議会により建議が行われたところである。

建議においては、①短時間勤務制度、所定外労働の免除の義務化、②父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長、③子の看護休暇の拡充や介護のための短期の休暇制度の創設などが提言されており、この建議に基づき、育児・介護休業法の見直しに向けた検討を進め、平成21年4月に同法の改正法案を国会に提出したところである。

また、育児・介護休業法の改正により平成17年4月から導入された一定の範囲の期間雇用者の育児休業の取得についても指導を行うとともに、育児休業等の申出や取得を理由とした不利益取扱いなどについて労働者からの相談があった場合には、的確に対応し、必要に応じて、事業主に対する適切な指導を実施することとし、21年3月には、現下の雇用労働情勢を踏まえた妊娠・出産、産前産後休業及び育児休業等の取得等を理由とする解雇その他不利益取扱い事案への厳正な対応等について、各都道府県労働局長宛て改めて通知したところである。

また、平成19年4月、第166回通常国会で成立した雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）において、19年10月から22年3月31日までの暫定措置として、雇用の継続を援助、促進するための育児休業給付の給付率を休業前賃金の40%（休業期間中30%・職場復帰6か月後に10%）から50%（休業期間中30%・職場復帰6か月後に20%）に引き上げることとした。

### 3 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備

#### (1) 働き方の見直し

厚生労働省では、労働者全体に占める長時間労働者と短時間労働者の割合が同時に高まる、いわゆる「労働時間分布の長短二極化」の進展や長時間労働に起因する脳・心臓疾患や精神障害といった健康障

害の増加などの状況を踏まえ、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）及び「労働時間等見直しガイドライン」（労働時間等設定改善指針（平成18年厚生労働省告示第197号））に基づき、年次有給休暇の取得促進及び所定外労働の削減を始めとした労使の自主的な取組を促進する施策を推進した。

#### (2) 企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進、評価

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）では、常時雇用する労働者が301人以上の企業に対し、労働者の仕事と子育ての両立支援に関する取組を記載した一般事業主行動計画を策定し、その旨を厚生労働大臣に届け出ることが義務づけられており、また、適切な行動計画を策定・実施し、その目標を達成するなど一定の要件を満たした企業は厚生労働大臣の認定を受け、「くるみんマーク」を使用することができることとされているところである。

一般事業主行動計画については、平成21年3月末現在で、策定・届出が義務付けられている301人以上の企業の届出率は99.1%、努力義務である300人以下の企業の届出数は18,137社となっており、特に、300人以下の企業に対し、次世代育成支援対策推進センター等と連携し、より多くの企業において行動計画の策定・届出が行われるよう取組支援を進めている。また、21年3月末現在の認定企業は652社となっており、より多くの企業が認定を目指して取組を行うよう周知・啓発を行うとともに、認定マークである「くるみんマーク」の周知を進めている。

平成20年12月3日には、我が国における急速な少子化の進行等の現状にかんがみ、地域や職場における総合的な次世代育成支援対策を推進するため、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）が公布され、同法により次世代育成支援対策推進法の一部が改正された。

一般事業主行動計画に関する主な改正事項は以下のとおりである。

- ① 一般事業主行動計画の策定・届出の義務付け対象を労働者数301人以上企業から101人以上企業へ拡大（平成23年4月1日施行）
- ② 一般事業主行動計画の策定・届出が義務付けと

なっている企業について、当該行動計画の公表及び従業員への周知を義務付け（平成21年4月1日施行）

また、国及び地方公共団体においても、職員を雇用する「事業主」の立場から、職員の仕事と子育ての両立支援等に関する「特定事業主行動計画」を策定することとされており、平成20年10月1日現在で国及びすべての都道府県では策定済みであり、市区町村については96.8%が策定済みである。

厚生労働省では、企業の「仕事と家庭の両立のしやすさ」を示す両立指標についてインターネット上でその進展度を診断できるファミリー・フレンドリー・サイト（<http://www.familyfriendly.jp/>）や両立支援に積極的に取り組んでいる企業の取組等を掲載したサイト「両立支援のひろば」（<http://www.ryouritsushien.jp/>）の活用を進めるなど周知・広報を行うとともに、ファミリー・フレンドリー企業への表彰（厚生労働大臣賞及び都道府県労働局長賞）の実施により、仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行うファミリー・フレンドリー企業の普及促進を図っている。

また、育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境を整備する事業主に対し、助成金を支給するなどの支援を行っている。

さらに、育児・介護等の各種サービスに関する地域の具体的情報をインターネットにより提供している（フレーフレーネット）。

経済産業省では、中小企業における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に対応した総合的なマネジメント手法の導入を支援すべく、先進的に取り組んでいる中小企業における取組のポイントを分析、整理し、導入マニュアルを作成するなど、中小企業に対する仕事と家庭の両立支援を実施した。

また、従業員の出産・育児と仕事の両立を支援するため、株式会社日本政策金融公庫を通じ、事業所内託児施設を設置する中小企業者に対する融資制度を講じた。さらに、一定の要件を満たす事業所内託児施設等の取得等をした法人に対して、税制上の優遇措置を講じている。

## 第2節

### 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

#### 1 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

急速な少子化の流れを変え、子どもの育ちや子育て家庭を社会全体でしっかりと応援するため、平成17年度より、「子ども・子育て応援プラン」等に基づき、若者の自立や働き方の見直し、地域における子育て支援など総合的な取組を進めている。

また、地方公共団体においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、地域における子育て支援や母性、乳幼児の健康の確保・増進等を内容とする地域行動計画が策定され、18年10月1日現在で、すべての都道府県及び市区町村が策定済みであり、これに基づく取組が進められている。

さらに、平成19年12月に取りまとめられた「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（平成19年12月少子化社会対策会議決定）で示された課題を受けて、家庭的保育事業等の新たな子育て支援サービスの創設、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実、仕事と家庭の両立支援のための一般事業主行動計画の策定の促進などを内容とする、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）が成立し、地域や職場における次世代育成支援対策を推進することとしている。また、20年3月より、社会保障審議会少子化対策特別部会において次世代育成支援のための新たな制度体系の設計について検討を行っている。

##### (1) 保育サービス等の充実

厚生労働省では、平成20年2月、保育施策や放課後対策を質・量ともに充実・強化し、推進するための「新待機児童ゼロ作戦」を展開することとし、20年度からの3年間を集中重点期間として、取組を進めることとしている。このため、20年度には、「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等、認定こども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うための「安心こども基金」を都道府県に創設した。

## (2) 「放課後子どもプラン」の推進

文部科学省と厚生労働省が連携し、地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、総合的な放課後対策として実施する「放課後子どもプラン」を平成19年度に創設し、原則として、すべての小学校区での実施を目指し推進を図るとともに、必要な経費の支援を行っている。

## (3) 幼稚園における子育て支援の充実

文部科学省では、幼稚園の通常の教育時間（4時間）の前後や長期休業期間中などに行われる「預かり保育」を実施する幼稚園に対して支援を行うなど、幼稚園における子育て支援を推進している。

また、平成19年6月の学校教育法改正では、幼稚園における家庭及び地域の幼児教育支援に関する規定を新設するとともに、「預かり保育」を適正に実施するための規定の整備等を行った。さらに、20年3月に公示した幼稚園教育要領において、預かり保育の具体的な留意事項を示すとともに、子育ての支援の具体的な活動を例示した。

## (4) 認定こども園制度の設置

近年の急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化に伴い、多様化するニーズに柔軟かつ適切に対応するため、平成18年6月に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）が成立し、同年10月から施行された。この法律では、幼稚園、保育所等のうち、①就学前の子どもに教育・保育を提供する機能（保育に欠ける子どもも欠けない子どもも受け入れて教育・保育を一体的に行う機能）、②地域における子育て支援を行う機能（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子のつどいの場の提供などを行う機能）を備える施設について、都道府県が「認定こども園」として認定する仕組みとしており、20年4月1日現在、全国で229件の認定が行われている。

文部科学省と厚生労働省が平成20年3月に実施した地方公共団体、施設、保護者に対する認定こども園制度に係る実態調査によると、施設を利用している保護者の8割近く、認定を受けた施設の9割以上が認定こども園を評価している。一方、施設や地方

公共団体からは、財政的支援が十分ではない、会計処理の簡素化が必要などの課題も指摘されている。これを受けて、①認定こども園に対する、幼稚園・保育所の枠組みを超えた新たな財政措置、②20年7月に文部科学省及び厚生労働省の両省局長級検討会で取りまとめられた、会計処理の改善や制度の普及啓発などの改善方策に基づいた運用改善策の実施に取り組んでいる。あわせて、20年10月に内閣府特命担当大臣（少子化対策）、文部科学大臣、厚生労働大臣の3大臣合意により立ち上げた「認定こども園制度の在り方に関する検討会」において、①財政支援の充実、②会計処理等における二重行政の解消、③教育と保育の総合的な提供の推進、④家庭や地域の子育て支援機能の強化、⑤質の維持・向上への対応などの認定こども園における課題について議論を進め、21年3月に報告をとりまとめた。

## (5) 幼稚園就園奨励事業の促進

保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するとともに、公・私立幼稚園間における保護者負担の格差の是正を図ることを目的として、保育料等を軽減する「就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対して、文部科学省では、幼稚園就園奨励費補助金により所要経費の一部を補助している。

当該補助金は、これまで兄弟姉妹の同時就園を条件に、第1子に対して、第2子以降の園児の保護者負担を軽減する優遇措置を講じてきたところであるが、平成18年度から小学校1年生に兄・姉を有する園児について優遇措置の対象とする条件緩和を講じ、20年度は保護者負担の一層の軽減を図るため、小学校3年生までに兄・姉を有する園児を優遇措置の対象とした。

## (6) 地域の子育て・介護支援体制整備

厚生労働省では、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、保育施設までの送迎や放課後の預かり、病児・病後児の預かり等の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置を促進している。平成20年度は579か所で実施されている。

経済産業省では、商店街の空き店舗等を活用して、保育所等の育児支援施設を設置・運営する際の改装費や賃借料など立ち上げに係る費用の一部を補

助し、待機児童問題の解消や女性の社会進出といった少子化社会等への対応を図っている。

#### (7) 家庭教育支援

文部科学省では、子育てやしつけに関する悩みや不安を持つ親の相談に気軽に応じ、アドバイスを行う子育てサポーター同士の相互連携の促進や、情報交換の機会の提供などの役割を担う「子育てサポーターリーダー」を養成し、相談支援体制の一層の充実を図っている。

また、家庭教育に関するヒント集として、家庭における子育てやしつけの在り方などを紹介した「家庭教育手帳」を作成し、全国の教育委員会等に提供しているほか、平成18年度から、早寝早起きや朝食をとるなど、子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させるため、様々な民間団体と連携して「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進している。

独立行政法人国立女性教育会館では、家庭教育の重要性にかんがみ、現代の家庭教育・子育て支援の現状と課題の把握、さらに子育ての新たな支え合いと連帯を推進するため、「家庭教育・次世代育成支援のための指導者養成セミナー」を実施した。その他、地域で家庭教育・次世代育成支援を進めるためのプログラムに関する調査研究を実施している。

#### (8) 児童虐待への取組の推進

児童虐待への対応については、平成12年11月、児童虐待の防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」という。）が施行されたが、重大な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続け、19年度には4万639件となるなど、依然として社会全体で早急に取り組むべき重要な課題となっている。児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるため、児童虐待の防止に向け、虐待の「早期発見・早期対応」、虐待を受けた子どもの「保護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備・充実していくことが必要である。

厚生労働省では、①発生予防に関しては、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う「生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤

ちゃん事業）」や、養育支援が必要な家庭に対して、訪問による養育に関する相談、指導・助言・援助等を行う「育児支援家庭訪問事業」の推進、子育て中の親子が相談・交流できる「地域子育て支援拠点」の整備、②早期発見・早期対応に関しては、市町村における「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」の設置促進及び機能強化、児童福祉司の配置の充実など児童相談所の体制強化、虐待をした親への再発防止対策として、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取組を行う親支援の推進、③保護・自立支援に関しては、児童養護施設等の小規模ケアの推進、個別対応職員や家庭支援専門相談員の配置等のケア担当職員の質的・量的充実、里親委託の推進、身元保証人を確保するための事業などの取組を進めている。

平成20年4月、改正児童虐待防止法及び児童福祉法が施行された。主な改正事項については、①児童の安全確認等のため、裁判官の許可状を得た上で、解錠等を伴う立入を可能とする立入調査等の強化、②保護者に対する面会・通信等の制限の強化、都道府県知事が保護者に対する面会・通信等の制限の強化、都道府県知事が保護者に対し児童へのつきまといやはいかいを禁止できる制度の創設等、③保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化等がある。厚生労働省では、16年から11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、関係府省庁や地方公共団体、関係団体等と連携した広報・啓発活動を実施している。20年度においては、月間標語の公募、全国フォーラムの開催（滋賀県大津市）、広報・啓発ポスター等の作成、配布及び政府広報を活用したテレビ、新聞等による広報啓発等を実施した。また、民間団体を中心となって実施している「オレンジリボンキャンペーン」について後援を行っている。

警察では、児童虐待防止法の趣旨を踏まえ、児童虐待事案の早期発見と迅速かつ確実な通告、児童相談所長等による児童の安全確認等に万全を期するための適切な援助、適切な事件化と児童の支援等に努めるなど、関係機関と緊密な連携をとりつつ、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応を図っている。

法務省の人権擁護機関では、子どもの人権問題に関する専用の電話相談窓口である「子どもの人権110

番」を設置し、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を実施するほか、相談用の便せん付き返信用封筒「子どもの人権 SOS ミニレター」を小中学生に配布し、さらに、子ども向けのインターネット人権相談受付窓口（子どもの人権 SOS-e メール）を開設して24時間365日相談の受付登録を可能とするなどして相談体制の充実を図っている。また、人権擁護委員の中から指名された、子どもの人権にかかわる問題を専門に扱う「子どもの人権専門委員」を全国に設置し、「児童虐待防止推進月間（11月）」における法務省の取組の一つとして、子どもの人権専門委員全国会議を開催し、児童虐待防止に向けた活動の強化を図っている。さらに、全国各地で講演会・研修会等の実施などの啓発活動を積極的に推進するとともに、人権相談、人権侵犯事件の調査処理を通じて、児童虐待の問題に取り組んでいる。

文部科学省では、児童虐待への適切な対応等について、学校教育及び社会教育関係者に対し引き続き周知を図り、学校教育・社会教育関係者と児童相談所等の関係機関との緊密な連携の促進に努めている。また、各学校・教育委員会における児童虐待防止に向けた取組の充実を図るため、国内・海外の先進的取組等の収集・分析などを平成17年度より実施し、18年5月に報告書を取りまとめた。18年度においては、教職員向けの研修モデル・プログラムの検討を行い、20年度には、18年5月に取りまとめた「学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究」の調査研究の成果を踏まえ、虐待を受けた子どもへの支援等について教職員の対応スキルの向上を図るよう、研修教材を作成した。

#### (9) 子育てを支援する良質な住宅、居住環境及び道路交通環境の整備

国土交通省では、子育てを支援する良質な住宅や居住環境の整備のため、住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用し、親子リレー返済制度による子育てに適した広い住宅の建設の支援や、優良住宅取得支援制度による耐久・可変性能が特に高い住宅に係る金利引下げを行っている。公的賃貸住宅においては、地域優良賃貸住宅制度により子育て世帯等を対象とした良質な賃貸住宅の供給を促進している。また、大規模な公共賃貸住宅団地の建替えに際し、保育所等との併設を原則化するとともに、平

成20年度から公的賃貸住宅団地を地域の福祉拠点として再整備する安心住空間創出プロジェクトを推進し、公的賃貸住宅と子育て支援施設との一体的整備を推進している。さらに、高齢者等の所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等への賃貸を円滑化する住み替え支援制度により、子育て世帯等の生活に適した広い住宅の供給を図っている。さらに、安全で安心な道路交通環境の整備として、歩道、自転車道等の設置、歩行者等を優先する道路構造の整備等、交通安全施設等の整備を推進している。

警察では、子ども連れでも自宅周辺や通学路を安心して歩くことができるよう、生活道路等において、信号機、光ビーコン等の交通安全施設等を重点的に整備し、通過交通の進入抑制や速度抑制、外周となっている幹線道路における交通流円滑化等の道路交通環境の整備に努めた。

また、交通安全の観点からの子育て支援策として、幼稚園・保育所、病院等と連携したチャイルドシートの取付け講習会を実施し、正しい着用の徹底を図るほか、地方公共団体、民間団体等が実施している各種支援制度の活用を通じて、チャイルドシートの普及促進に積極的に取り組んでいる。

さらに、妊婦のシートベルト着用の必要性、正しいシートベルトの着用方法について周知を図るため、交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）の一部を改正した。

#### (10) 子育てバリアフリー等の推進

国土交通省では、平成18年12月に施行された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）等に基づき、多くの方が利用する建築物、公共交通機関及び道路や都市公園等の公共施設について、妊産婦や乳幼児連れの方にも利用しやすいように、段差の改善等による個別のバリアフリー化を図るとともに、これら施設等の一体的なバリアフリー化を推進している。

また、ハード整備と併せて、高齢者等の介助体験・疑似体験等を内容とする「バリアフリー教室」の開催等により「心のバリアフリー社会」の実現を図るとともに、「らくらくおでかけネット」や「都道府県別バリアフリー情報」等によって、施設のバリアフリー化の状況に関する情報提供を行うなど

フト面の施策についても積極的に推進している。

さらに、安全で安心して利用できる幼児送迎サービスを提供するための個別輸送サービス（STS：スペシャル・トランスポート・サービス）の普及を推進している。

## 2 ひとり親家庭等に対する支援の推進

厚生労働省では、母子家庭の母等について、平成15年の改正母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）等や母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法（平成15年法律第126号）（同年8月から施行されたが、5年間の時限立法であったため平成20年3月末で失効）といった法律及びその趣旨に基づき、子育て短期支援事業、日常生活支援事業等の子育て・生活支援策、母子家庭等就業・自立支援センター事業、母子家庭自立支援給付金等の就業支援策、養育費相談センターの設置等の養育費の確保策、児童扶養手当の支給、母子寡婦福祉貸付金の拡充等の経済的支援策といった自立支援策を総合的に展開している。

また、平成20年度からは、母子家庭等就業・自立支援センター事業について、在宅就業推進事業を追加するとともに、指定都市、中核市を除く市等においてもこれと同様の事業が実施できるようにする「一般市等就業・自立支援事業」や直ちに就業に移行することが困難な母子家庭の母についてボランティア活動等への参加を促し就業意欲の醸成等を行う「就業準備支援コース事業」を創設している。

さらに、平成21年2月から高等技能訓練促進費の支給期間の延長を行うなど、母子家庭の母の就業支援策等の充実を図っている。

### 第3節

## 家庭生活、地域社会への男女共同参画の促進

### 1 家庭生活への男女共同参画の促進

#### (1) 家庭教育に関する学習機会の充実

文部科学省では、就学時健診等の多くの親が集まる機会を活用した子育て講座など、家庭教育に関する学習講座の開設を支援している。

#### (2) 父親の家庭教育参加の支援・促進

文部科学省では、父親の家庭教育への参加を促進するため、父親の家庭教育を考える集いや、企業に出向いた学習講座の開催などの実施を支援している。

#### (3) 男性の家庭生活への参画促進のための広報・啓発等

法務省の人権擁護機関では、毎年12月4日から10日（人権デー）までを「人権週間」と定め、同週間の強調事項の一つに「女性の人権を守ろう」を掲げ、テレビ・出版物による広報、ポスター・パンフレット等の配布、講演会・座談会等の開催などを行っている。

## 2 地域社会への男女の共同参画の促進

#### (1) 地域社会活動への参画促進

法務省の人権擁護機関では、全国各地で各種啓発活動を行うことにより、地域社会への男女の共同参画の促進に努めている。

#### (2) ボランティア活動等の参加促進のための環境整備

内閣府では、市民活動に関する情報提供として、内閣府 NPO ホームページにおいて、全国の特非営利活動法人に関する基本情報や NPO 関連施策情報を入手することが可能な「NPO ポータルサイト」や「NPO 施策ポータルサイト」を運用している。

文部科学省では、地域の教育力の再生を図るため、地域におけるボランティア活動や、地域の様々な課題を解決する学習や活動などに取り組むことを通じて、住民同士のきずなづくりを推進する『学びあい、支えあい』地域活性化推進事業』を実施した。

厚生労働省では、全国レベルでの福祉意識の高揚を図り、ボランティア活動に対する国民の理解と活動への参加促進等を図ることを目的として「全国ボランティア活動振興センター」への支援や地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組を行う地方自治体や民間団体等への支援を行う「地域福祉等推進特別支援事業」を実施するとともに、勤労者が地域活動、ボランティア活動等への参加を可能とする特別な休暇制度の普及促進を図るための「特別な休暇制度普及促進事業」を実施した。

### (3) 消費者教育の推進・支援

内閣府では、消費者基本法(昭和43年法律第78号)及び消費者基本計画(平成17年閣議決定)に基づき消費者教育全般の推進を図っている。

具体的には、消費者教育の基盤整備として、消費者教育に関する教材等の情報を提供するために、消費者教育ポータルサイトの構築を行っている。

また、学校や社会教育施設における消費者教育の推進を図るため、内閣府・文部科学省消費者教育連絡協議会を開催し、国、地方公共団体、消費生活センター及び教育委員会との連携の方策について検討している。

国民生活センターでは、消費生活や消費者問題に関する出前講座の開催やメールマガジン「見守り新鮮情報」、「子どもサポート情報」及び「生活ニューネットマガジン」の発行により、トラブルの未然防

止のための学習機会の提供を図っている。

このほか、各地の消費生活センターでも各種の講座が開催されているほか、財団法人消費者教育支援センターでは、消費者教育に関する各種教材の作成や講師派遣などを実施している。

文部科学省では、学校教育の分野において、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じて、消費生活や消費者問題に関する指導を行っている。平成20年3月に改訂された小・中学校学習指導要領及び21年3月に改訂された高等学校学習指導要領においては、消費者教育に関する内容の充実を図った。社会教育の分野では、生涯の各時期における消費者問題等に関する多様な学習機会の提供等が図られるよう、公民館等の社会教育施設の講座等において、消費者問題に関する学習機会が設けられている。

## 第7章

# 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

### 第1節

## 高齢者の社会参画に対する支援

#### (1) 高齢者の社会参加活動の促進

政府は、基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として、「高齢社会対策大綱」(平成13年12月閣議決定)を策定し、これに沿って関係行政機関が連携・協力を図りつつ、施策の一層の推進を図っている。

内閣府では、年齢にとらわれず自らの責任と能力において自由で生き生きとした生活を送る高齢者や社会参加活動を積極的に行っている団体等を全国から募集し、「心豊かな長寿社会を考える国民の集い」等を通じて広く紹介している。また、今後の高齢社会対策の効果的な推進を図るため、高齢社会研究セミナーを開催した。

厚生労働省では、自治体における高齢者の生きがい・健康づくりの推進や老人クラブの活動への支援を行っているほか、全国健康福祉祭(ねんりんピック)に対する支援を行っている。

経済産業省では、大企業等の退職者及び近く退職を控えるシニア人材を「新現役」と位置付け、その

有する技術・ノウハウ等を地域や中小企業に活かすなど、その活躍の舞台を変えることにより、新現役にもやりがい・生きがいを見いだしてもらいつつ、中小企業支援を行った。

#### (2) いくつになっても働ける社会の実現

厚生労働省では、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)に基づき、65歳までの段階的な定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の高年齢者雇用確保措置が着実に実施されるよう事業主への指導・支援に取り組んでいる。

また、地域の団塊世代の再就職支援を実施するほか、高年齢者を試行的に雇用する事業主に対する支援等により、高年齢者の再就職の促進を図っている。

さらに、雇用対策法(昭和41年法律第132号)の改正により、平成19年10月から、労働者の募集・採用における年齢制限が原則として禁止され、厚生労働省では、その着実な施行に取り組んでいる。

加えて、臨時的かつ短期的又は軽易な就業を希望する高齢者に対しては、シルバー人材センターにお

いて、地域の日常生活に密着した仕事を提供し、高齢者の多様なニーズに応じた就業機会の確保に努めている。

### (3) 学習機会の整備等

文部科学省では、女性を含む高齢者や団塊世代が、これまで職業や学習を通じて培った経験を活かして、学校や地域社会で活躍できるよう、「教育サポーター」制度を全国に普及するなどの取組を実施している。また、総合型地域スポーツクラブの全国展開を推進し、子どもから高齢者まで誰もがスポーツに身近に親しむことができる環境整備を支援している。

国民生活センターでは、消費者問題の専門家を全国各地に派遣し、高齢者に対し公民館や学校等の施設や集会場において消費者問題を分かりやすく説明する出前講座を開催することにより、消費生活や消費者問題に関する学習機会の提供を図っている。

## 第2節

# 高齢者が安心して暮らせる 介護体制の構築

## 1 介護保険制度の着実な実施

介護保険制度については、平成12年4月に施行されてから10年目を迎え、高齢期の国民生活を支える制度として順調に定着しつつある。その一方で、高齢化が一層進展する中で「制度の持続可能性」を確保するとともに、認知症の高齢者の増加等の新たな課題に対応できる制度とするため、介護保険制度全般にわたる見直しを行った介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号。以下、「介護保険法改正法」という。）が17年6月に成立し、18年4月から本格施行された。

また、一部の広域的な介護サービス事業者による悪質かつ組織的な不正事案が発生したため、このような不正事案を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、介護サービス事業者に対する規制の在り方について見直すことを内容とした介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成20年法律第42号）が20年5月に成立したところである。

## 2 高齢者保健福祉施策の推進

### (1) 介護サービス基盤の整備

介護・福祉サービスの基盤整備に当たっては、身近な生活圏域で介護予防から介護サービスの利用に至るまでの必要なサービス基盤を整備していく必要があることから、厚生労働省では、地方公共団体が創意工夫し、整備を行うことができるよう、地方公共団体が策定する整備計画に対する助成制度である地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金により、総合的な支援を行っている。

### (2) 介護予防のための取組

厚生労働省では、介護保険制度を予防重視型システムへ転換するため、介護保険法改正法において、新予防給付サービスや地域支援事業を創設し、平成18年度以降、要支援者に対する介護予防サービスをより効果的なものに見直すとともに、要介護・要支援状態になるおそれのある者を対象とした介護予防事業等を実施している。

### (3) 利用者保護と信頼できる介護サービスの確保

厚生労働省では、高齢者が介護サービスを適切に選択し、利用できるような環境づくりを進めるため、介護サービス事業者の運営基準の適切な運用を図るとともに、介護サービス事業者の参入促進、福祉用具の開発・普及などの施策を推進している。また、利用者の介護サービスの選択に資するため、平成18年4月から「介護サービス情報の公表」制度を施行し、都道府県が行う事業所調査、情報の公表等の総合的な支援を行っている。

## 3 介護に係る人材の確保

厚生労働省では、介護福祉士、介護支援専門員及び訪問介護員について、養成研修や資質の向上のための研修等を実施するとともに、その内容の充実等を図っている。また、介護・看護マンパワーを確保するために、福祉重点ハローワークを中核として介護・看護マンパワーの就職を重点的に推進している。

また、介護基盤人材確保助成金、介護雇用管理助成金の活用促進のほか、介護労働安定センターにおいて雇用管理改善のための相談援助を行っている。

さらに、介護サービスの高度化・多様化に対応した教育訓練の積極的な実施を図っている。

### 第3節 高齢期の所得保障

多様な生き方、働き方に対応した制度とする観点から、平成20年度においては、第3号被保険者期間の厚生年金の分割制度を施行した。

また、公的年金に加えて老後の所得の確保を図る企業年金制度については、平成21年度税制改正の要綱において、企業型確定拠出年金における個人拠出（マッチング拠出）の導入に係る掛金の全額を所得控除の対象とするとともに、確定拠出年金の拠出限度額を引き上げることとされ、第171回国会に企業年金制度等の整備を図るための確定拠出年金法等の一部を改正する法律案を提出した。

法務省では、判断能力の低下した高齢者などを対象として財産管理・身上監護のためのシステムである成年後見制度を導入し、高齢期における資産の有効活用を可能としている。

### 第4節 障害者の自立した生活の支援

障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を実現するため、政府は、「障害者基本計画」（平成14年12月閣議決定）及び新たな「重点施策実施5か年計画」（平成19年12月障害者施策推進本部決定）に基づき、障害者施策を総合的かつ計画的に推進している。また、障害者基本法の一部を改正する法律（平成16年法律第80号）附則第3条において、政府は、法施行後5年を目途として、障害者施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされていることを踏まえ、障害者施策推進本部のもとに設置された障害者施策推進課長会議において、障害当事者等からの意見聴取を含めた検討を行い、平成20年12月に検討結果を取りまとめ、公表した。

さらに、内閣府では、「共生社会」の理念の普及を図るため、「障害者週間」を中心に、幅広い啓発・広報活動を行っており、平成20年度の「障害者週間」行事では、「障害者週間の集い」において、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」

の最優秀作品の内閣総理大臣表彰等を行ったほか、「障害者週間連続セミナー」や、地域における共生社会に向けた取組と今後の課題及び障害者の文化・芸術活動をテーマとしたシンポジウムを開催した。また、障害のある人もない人も共に楽しめるスポーツの紹介等を行う、ユニバーサル・スポーツフェスタや、障害者週間のポスター等のパネル展の開催等の多彩な事業を実施した。

### 第5節 高齢者及び障害者の自立を容易にする社会基盤の整備

政府は、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」（平成20年3月バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議決定）に基づき、高齢者、障害者、妊婦や子ども連れの人を含むすべての男女が社会の活動に参加・参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と喜びを持って生活を送ることができるよう、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に取り組んだ。

また、高齢者等の自立を支援する医療・福祉関連機器等の開発・普及・評価基盤の整備、情報バリアフリー環境の整備、高齢者等にやさしい住まいづくり、まちづくり、都市公園、交通機関、道路交通環境など高齢者等が自立しやすい社会基盤の整備を推進している（第2-7-1表）。

男女共同参画会議監視・影響調査専門調査会では、平成20年6月に「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視について（高齢者の自立した生活に対する支援について）」の意見決定を行った。本意見決定では高齢者の自立支援をめぐる現状と課題について、男女の状況の違いや現役時のライフスタイルとの関連を踏まえながら分析し、男女共同参画の効果的な取組の在り方について提言し、各府省に取組の推進を求めている。特に①多様なライフスタイルに中立的な税制・社会保障制度の構築、②就業年数が短く非正規雇用も多いなどの女性の特徴を踏まえた高齢女性に対する就業相談の充実や高齢女性が活躍できる職業領域の開拓、③高齢男女が仕事だけではなく地域活動等も通じて培ってきた様々なスキルの活用のあり方、④性差に配慮した医療・介護予防への取組等、各種施策の推進について積極的な取組を求めている。

第2-7-1表 高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備

情報バリアフリー環境の整備	
総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者・障害者向け通信・放送サービスを行うための技術の研究開発に対する支援</li> <li>○身体障害者向け通信・放送サービスの提供や開発を行う企業等に対する支援</li> <li>○字幕番組・解説番組等の普及促進</li> </ul>
経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療福祉機器技術の研究開発事業の推進</li> <li>○高齢化・福祉関連の標準基盤の整備</li> <li>○福祉用具の評価試験方法の確立</li> </ul>
高齢者等にやさしい住まいづくりの推進	
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅のバリアフリー化の積極的な推進</li> <li>○安心住空間創出プロジェクトの増進</li> <li>○シルバーハウジング・プロジェクトの推進</li> <li>○高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進</li> <li>○市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者等の利用に配慮した建築物の整備等への支援や、公共賃貸住宅等と社会福祉施設等の一体的整備を行う場合、補助の上乗せ</li> <li>○高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に基づく、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅や高齢者専用賃貸住宅の登録・閲覧制度等の普及・促進</li> <li>○高齢者の所有する戸建て住宅等を広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化する制度により、高齢者の高齢期の生活に適した住宅の住み替えの促進</li> </ul>
高齢者等にやさしいまちづくりの推進	
経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者や障害者に配慮された商店街活性化施設の整備に対する支援</li> </ul>
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○良好な歩行空間の整備や、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく建築物、道路、都市公園、官庁施設等のバリアフリー化の推進</li> <li>○都道府県別バリアフリー情報の公表</li> </ul>
高齢者等にやさしい公共交通機関の整備	
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく地方公共団体、公共交通事業者等によるバリアフリー化の取組の促進</li> <li>○「心のバリアフリー」を推進するためのバリアフリー教室等の実施</li> <li>○バリアフリー化施設の整備等の促進</li> </ul>
道路交通におけるバリアフリーの推進	
警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者等感応信号機等のバリアフリー対応型信号機の整備、道路標識の大型化・高輝度化の推進等</li> <li>○歩車分離式信号の導入・運用</li> <li>○信号灯器のLED化</li> </ul>
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○歩道の段差解消、勾配の改善、幅の広い歩道の整備等による歩行空間のバリアフリー化の推進</li> </ul>

## 第1節

## 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

## 1 女性に対する暴力への社会的認識の徹底

男女共同参画推進本部は、毎年11月12日から25日（国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」）までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施している。期間中、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、意識啓発等、女性に対する暴力に関する取組を一層強化している。

また、法務省の人権擁護機関では、女性に対する暴力の根絶を含む女性の人権擁護のため、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、「人権週間」等あらゆる機会を通じて、講演会や座談会の開催、新聞・雑誌等による広報、ポスター等の作成・配布など広報・啓発活動を推進し、人権尊重思想の普及高揚を図っている。

## 2 体制整備

## (1) 相談・カウンセリング対策等の充実

警察では、被害女性の二次的被害の防止や精神的被害の回復を図るため、性犯罪、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の被害女性から事情聴取を行うことのできる女性警察官や心理学等に関する知識を有しカウンセリング等を行うことのできる職員等の確保に努めている。また、被害者等の精神的被害が著しく、その回復、軽減を図る必要がある場合には、被害直後から精神科医等を派遣し、被害者等の精神的ケアを行った。

さらに、「警察総合相談室」、「警察安全相談窓口」等の各種相談窓口の整備・充実を推進するとともに、女性相談交番の指定や鉄道警察隊における女性被害者相談所の設置を行っている。

法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局に設置されている「女性の人権ホットライン」を全国共通電話番号化し、また、インターネット人

権相談受付窓口を開設して24時間365日相談の受付登録を可能とするなどして、夫・パートナーからの暴力やセクシュアル・ハラスメント等女性の人権問題に関する相談体制のより一層の充実を図っている。なお、平成20年度においては、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に、法務省と全国人権擁護委員連合会共催の取組として、全国一斉「女性の人権ホットライン強化週間」を設け相談を実施した。

日本司法支援センター（愛称：「法テラス」）は、その業務の一つとして、犯罪被害者支援業務を行っている。同業務は、法テラスが、国、地方公共団体、弁護士会、犯罪被害者支援団体等の種々の専門機関・団体との連携・協力の下、全国各地の相談窓口等の情報を収集し、犯罪被害者等に対して、その相談内容に応じた最適な相談窓口や法制度に関する情報を速やかに提供するほか、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介するものである。また、法テラスでは、資力の乏しい者が民事裁判等手続を利用する際の弁護士費用等の立替えを行う民事法律扶助や、日本弁護士連合会から委託を受けて行っている弁護士を通じた各種援助を行っている。このように、法テラスでは速やかに適切な相談窓口等に関する情報を提供したり、弁護士を紹介するほか、弁護士費用等に関する援助制度を案内することにより、配偶者から暴力を受けた者に対する支援を行っている。

さらに、平成20年12月1日から開始された被害者参加制度及び被害者参加人のための国選弁護制度において、法テラスは国選被害者参加弁護士の候補となる弁護士の確保や裁判所への指名通知等の業務を担っている。

厚生労働省では、婦人相談所において休日夜間も含めた相談体制の強化を図るなど、婦人相談所職員、婦人相談員等による被害女性からの相談体制の充実を図っている。

## (2) 研修・人材確保

内閣府では、全国の配偶者暴力相談支援センター

等の相談員や相談員を管理する立場にある職員を対象に、相談等の質の向上等を目的としたセミナーを平成20年度に5回開催した。

また、全国の配偶者暴力相談支援センター等に、配偶者からの暴力に関する専門的な知識や経験を有する者を派遣して指導や助言を行い、相談業務の充実を支援する「配偶者からの暴力被害者アドバイザー派遣事業」を全国の43都道府県・12政令指定都市で実施した。

警察では、警察職員に対し、女性の人権擁護の視点に立った適切な対応等について教育を実施するとともに、女性に対するストーカー事案や配偶者からの暴力事案、性犯罪等の捜査要領等に関する教育を実施している。

法務省では、検察職員に対して、その経験年数等に応じた各種研修において、被害者の保護・支援、女性に対する配慮等に関する講義を実施している。

また、矯正施設に勤務する職員に対して、配偶者暴力防止法（平成13年法律第31号）の趣旨等について周知するため、矯正研修所において各種研修を実施している。更生保護官署職員については、新任の保護観察官を対象とした研修等において、配偶者からの暴力の防止及び女性に対する配慮等を含めた犯罪被害者等の保護・支援に関する講義を実施している。

さらに、入国管理官署において、外国人に対する出入国管理業務に従事する職員を対象として、人身取引被害者、配偶者暴力防止等の人権に絞った人権研修を実施しているほか、人身取引対策及び配偶者からの暴力事案に関係する業務に従事する職員を対象として、人身取引及び配偶者暴力防止法に特化した専門的な研修を実施している。

人権擁護事務担当者に対する研修においては、配偶者暴力防止法についての講義をカリキュラムに盛り込むなど、更なる内容の充実を図っている。人権擁護委員に対する研修としては、男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された被害者の相談などに適切に対処するために必要な知識の習得を目的とする「人権擁護委員男女共同参画問題研修」を実施しており、同研修に配偶者暴力防止法の周知等のカリキュラムを組み込むなど、この問題の対応に努めている。

厚生労働省では、平成20年度においては、全国の

婦人相談所職員、婦人相談員等を対象に、配偶者からの暴力被害者や人身取引被害者等に対する支援に関する研究協議会を開催した。また、各都道府県に対し、婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設、福祉事務所、民間団体等において直接被害女性を支援する職員や、婦人相談員等を対象とした専門研修を実施するよう支援している。

### (3) 厳正かつ適切な対処の推進

警察では、刑罰法令に抵触する場合には、被害女性の意思を踏まえ、検挙その他の適切な措置を講じ、刑罰法令に抵触しない場合においても、事案に応じて、防犯指導や関係機関への紹介等の適切な自衛・対応策を教示するとともに、必要があると認められる場合には相手方に指導・警告するなどして、被害女性への支援を推進している。

また、配偶者暴力防止法に基づき、裁判所から保護命令を発した旨の通知を受けたときは、配偶者暴力相談支援センターと連携し被害者の安全の確保を図るとともに、被害者に防犯上の留意事項を教示するなど、事案に応じた必要な措置を講じている。保護命令違反を認めたときには、検挙措置を講ずるなど厳正かつ適切に対処している。

法務省の人権擁護機関では、夫・パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等についても、より一層積極的に取り組み、被害者からの申告等を端緒に人権侵害事件として調査の上、適切な措置を講じている。

### (4) 関係機関の連携の促進

男女共同参画推進本部の下に設置された「女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議」を通じて、関係行政機関相互の連携を深め、女性に対する暴力の根絶に向けた施策を総合的に推進している。

警察では、各都道府県の「被害者支援連絡協議会」の下に設置されている女性被害者支援分科会や警察署レベルでの被害者支援地域ネットワーク等を通じて、関係機関相互の連携を強化している。

## 3 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり

警察では、平成12年2月に制定した「安全・安心まちづくり推進要綱」（平成18年4月一部改正）に基づき、街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）

の整備事業を実施するなど、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを積極的に推進している。

また、地域住民の要望に真に応えるパトロールの強化、防犯ボランティア等の自主防犯活動の支援を行うとともに、ボランティア団体、地方公共団体等と連携しつつ、防犯教育(学習)の実施、防犯マニュアル等の作成、地域安全情報の提供、防犯指導、助言等を積極的に行うほか、女性に対する暴力等の被害者からの要望に基づき、地域警察官による訪問・連絡活動を推進している。

さらに、いわゆる「出会い系サイト」に代表されるように、性に関する情報は様々なメディアを通じてはん濫しており、少年に対する犯罪被害は深刻な状況にある。警察では、性を売り物とする営業に対する指導や取締りを徹底するとともに、これらに起因する福祉犯の取締りを積極的に行っている。また、関係機関等と連携して、少年に対する広報啓発活動等を推進するとともに、携帯電話等へのフィルタリングの普及促進に努めている。

内閣府では、青少年の非行問題に取り組む全国強調月間(7月)において、青少年の非行防止・保護等に向けた気運醸成及び青少年を取り巻く有害環境の浄化活動の推進等を図っている。

#### 4 女性に対する暴力に関する調査研究等

内閣府では、平成20年11月から同年12月にかけて全国20歳以上の男女5,000人を対象に、無作為抽出によるアンケート調査「男女間における暴力に関する調査」を実施した。

また、女性に対する暴力の加害者及び被害者となることを防止する観点から、平成18年度及び19年度に地方公共団体に委嘱して実施した、若年層を対象とした予防啓発プログラムについて、当該調査結果を踏まえ、予防啓発教材の作成に向けた検討を行った。

### 第2節

## 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

### 1 関係機関の取組及び連携に関する基本的事項

関係府省では、配偶者暴力防止法及び同法に基づき「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のた

めの施策に関する基本的な方針」(平成20年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号)に沿って、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を積極的に推進している。

全国の都道府県等には、配偶者暴力防止法に基づいて、183か所(平成21年4月1日現在)の配偶者暴力相談支援センターが設置されており、配偶者からの暴力に係る相談、一時保護、自立支援等の業務を実施している。

内閣府では、配偶者からの暴力の被害者支援に役立つ法令、制度及び関係施設についての情報等を収集し、平成14年4月より、内閣府のホームページを通じ、外国語版も含め提供している。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する官民連携を一層推進するため、官民の担当者が一堂に会し、先進的好事例及び情報を共有する「DV全国会議」を平成20年9月に開催した。

法務省の人権擁護機関は、婦人相談所等の関係機関との情報及び意見の交換を活発に行い、被害女性の救済について、より一層積極的に取り組んでいる。

厚生労働省では、配偶者からの暴力被害者の保護及び自立支援について、婦人相談所と関係機関等との連携の強化を図っている。具体的には、各都道府県において、婦人相談所と福祉事務所、民間シェルター等関係機関との定期的な連絡会議や事例検討会議を開催するとともに、事例集や関係機関の情報を掲載したパンフレットを作成・配布している。

### 2 相談体制の充実

内閣府では、配偶者からの暴力についてどこへ相談したらよいか分からないという被害者のため、平成21年1月に、自動音声で最寄りの配偶者暴力相談支援センターなどの相談窓口を案内する「DV相談ナビ」を開設した。

警察では、各都道府県警察の相談窓口の利便性を向上させたり、事情聴取に当たっては、被害者を夫・パートナーから引き離して別室で行うなどして、被害者が相談・申告しやすい環境の整備を図っている。

また、厚生労働省では、平成18年度より、婦人相談所において弁護士等による被害者への離婚や在留資格などの法的な援助や調整を行い相談体制の充実

を図っている。

### 3 被害者の保護及び自立支援

内閣府では、民間団体と連携し、地域において生活している被害者及びその子どもを支援するためのプログラム案を作成・試行し、その結果を取りまとめ、普及を図る「配偶者からの暴力被害者の自立支援モデル事業」を実施した。

厚生労働省では、婦人相談所が被害者及び同伴する家族の一時保護を自ら実施するとともに、厚生労働大臣が定める基準を満たす民間シェルター等に一時保護を委託している。平成20年度においては、被害者に対する保護、自立支援の一層の強化を図るため、婦人相談所における被害者に対する一時保護委託費の充実を図るとともに、婦人保護施設の退所者支援の充実を図っている。

### 4 外国人被害者の保護

法務省では、配偶者暴力防止法の趣旨を踏まえ、配偶者からの暴力により、別居又は離婚の状況が発生している外国人から、在留期間更新許可申請又は在留資格変更許可申請があった場合には、個々の事情を考慮した上で、継続して在留を認めることとしている。

また、被害者である外国人が退去強制事由該当者であった場合にも、個々の事情を考慮した上で、安定的な法的地位を認めるとの観点から、在留特別許可を判断することとしている。

## 第3節 性犯罪への対策の推進

### 1 性犯罪への厳正な対処等

捜査機関では、強姦罪、強制わいせつ罪、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の淫行をさせる罪等の関係諸規定を厳正に運用し、適正かつ強力な性犯罪捜査を推進するとともに、適切な科刑の実現に努めている。

### 2 被害者への配慮等

警察では、指定された警察職員が事件直後から被害女性に付き添い、病院の手配、自宅等への送迎、困りごとの相談等そのニーズに応じた適切な支援活

動を行っている。被害女性からの事情聴取等に当たっては、その精神状態等に十分配慮するとともに、被害女性が安心して事情聴取等に応じられるよう、女性警察官による事情聴取体制を拡大するとともに、内装や設備等に配慮した事情聴取室や被害者支援用車両の活用を図っている。

また、性犯罪の被害女性に対し、その被害に係る初診料、診断書料、緊急避妊措置費用、検査費用等を公費で支給することとし、その経済的負担の軽減に努めている。

さらに、性犯罪や性的虐待等の被害を受けた少女の再被害防止や立ち直りの支援のため、少年補導職員が中心となり、「被害少年カウンセリングアドバイザー」や「被害少年サポーター」等の協力を得て、被害少年の特性に配慮した継続的な支援活動を推進している。

加えて、警察では被害者連絡制度に基づき、被害者等に対する事件の捜査状況などの情報提供に努め、その精神的負担の軽減を図っている。

法務省では、被害者等通知制度により、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して、被害者等からの希望に応じて、事件の処理結果、裁判結果、加害者の刑の執行終了予定時期、釈放された年月日、刑事裁判確定後の加害者の受刑中の処遇状況に関する事項、仮釈放審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知し、その精神的負担の軽減を図っている。

また、少年審判において保護処分を受けた加害者についても、少年院、地方更生保護委員会及び保護観察所等が連携して、被害者等からの希望に応じて、少年院在院中の処遇状況に関する事項、仮退院審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知している。

なお、被害者等の再被害防止を目的として、検察庁、刑事施設及び地方更生保護委員会等と警察との間における情報提供に関する制度を整備し、検察庁において、更に詳細な釈放に関する情報を被害者等に通知しており、警察においても「再被害防止要綱」に基づき、再被害の防止のための施策を強化している。

さらに、地方更生保護委員会が加害者の刑事施設からの仮釈放や少年院からの仮退院の審理において被害者等の意見等を聴取する制度や、保護観察所が保護観察中の加害者に対して被害者等の心情等を伝

達する制度を実施するなど、被害者等の希望にできる限り配慮している。

検察庁では、犯罪被害者への支援に携わる「被害者支援員」を全国の検察庁に配置して、被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内、付添い、事件記録の閲覧・証拠品の返還などの各種の手助けをするほか、被害者の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っている。

更生保護官署では、被害者等の支援業務に従事する「被害者担当官」と男女各1名以上の「被害者担当保護司」を全国の保護観察所に配置し、被害者等からの相談に応じ、悩み、不安等を傾聴し、その軽減又は解消を図るとともに、関係機関等を紹介し、その円滑な利用を支援するなどしている。

### 3 加害者に関する対策の推進等

法務省では、指定した全国の刑事施設及び全国の保護観察所で性犯罪者処遇プログラムを実施している。

#### 第4節 売買春への対策の推進

##### 1 売買春の根絶に向けた対策の推進、売買春からの女性の保護、社会復帰支援

警察では、売春防止法（昭和31年法律第118号）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童買春・児童ポルノ法」という。）、児童福祉法、刑法（明治40年法律第45号）及び地方公共団体が定める青少年保護育成条例等に違反する行為について、適切に対処している。

法務省では、刑事施設、少年院等において、社会復帰に向けた処遇の一層の充実に努めている。

厚生労働省では、売買春を未然に防止するため、婦人相談所及び婦人保護施設並びに婦人相談員による婦人保護事業の積極的な実施に努めている。

##### 2 児童に関する対策の推進

我が国は、「児童の権利に関する条約」及び「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の

権利に関する条約の選択議定書」を、それぞれ平成6年及び17年に締結しており、関係省庁と連携しつつその履行に努めている。

平成20年11月にリオデジャネイロで開催された「第3回児童の性的搾取に反対する世界会議」に参加し、同会議の開会式では第2回横浜会議の主催国代表として外務大臣政務官がスピーチを行い、今後も児童の性的搾取問題に国際社会と共に積極的に取り組むとの我が国の方針を示した。

警察では、児童買春の根絶を図るため、平成16年6月に法定刑の引上げ等の改正がなされた児童買春・児童ポルノ法に基づき、取締りを強力に推進するとともに、被害児童に対しては、関係機関等と連携しつつ、必要に応じ継続的な支援等を実施するなどの保護対策を推進している。

厚生労働省では、児童買春の被害者となった児童に対し、相談、一時保護、児童養護施設等への入所等の対応を行い、場合により心理的治療を行うなどその心身の状況に応じた適切な処遇を図っている。

#### 第5節 人身取引への対策の推進

##### 1 人身取引対策行動計画の積極的な推進

「人身取引対策行動計画」（平成16年12月人身取引対策に関する関係省庁連絡会議決定）に沿って、関係施策を推進している。また、我が国は、政府協議調査団をタイ、フィリピン、コロンビア、ロシア、ルーマニア、ウクライナに続いて、インドネシア、カンボジア、ラオス等に派遣し、先方政府やNGO等の関係機関との協力を促進するとともに、人身取引に関連した地域間会合等の参加や人身取引の防止等に関して国際的な支援を行うなど積極的な取組を行っている。

「男女共同参画基本計画（第2次）」においては、女性に対するあらゆる暴力の根絶を図るため、人身取引について総合的・包括的な対策を推進することとされている。

##### 2 関係法令の適切な運用

警察では、人身売買の罪等を風俗営業の許可の欠格事由としてこれらの罪を犯した者を風俗営業を営む者から排除し、接待飲食等営業を営む者等に接客

従業者の生年月日、国籍、就労資格等の確認を義務付けている風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）を適切に運用し、人身取引の被害者である外国人女性が、風俗営業や性風俗関連特殊営業において売春の強要等の搾取を受けている状況の改善を図っている。

法務省では、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に関し、人身取引等の定義規定を置くこと、人身取引等の被害者が上陸特別許可・在留特別許可の対象となることを明確にすることなどを内容とする改正を行い、平成17年7月から施行しているところ、17年から20年までの4年間で、不法滞在者であった人身取引被害者の外国人女性104人全員に対して、在留特別許可を与えた。

### 3 被害者等の立場に立った適切な対処の推進

内閣府では、女性に対する暴力をなくしていく観点から、関係省庁、地方公共団体等と連携・協力して、国民一般に対し、人身取引に関する広報・啓発活動を実施している。

警察では、女性と児童の人身取引を防止するため、関係法令による適切な取締りを始め、被害女性の保護等の総合的な対策を、関係省庁、関係団体と連携して推進する一方で、日本国民による海外での児童買春等の問題については、児童買春・児童ポルノ法に基づく取締りを推進するとともに、CSEC（Commercial Sexual Exploitation of Children）東南アジアセミナーの開催等により、外国捜査機関等との情報交換の緊密化や連携強化に取り組んでいる。さらに、警察庁では、在京大使館、関係NGO等との間で、コンタクトポイントを設置して人身取引に関する情報交換を行っている。また、平成19年10月から、少年の福祉を害する犯罪や人身取引事犯の被害者となっている子どもや女性の早期保護等を図るため、警察庁の委託を受けた民間団体が、市民から匿名による事件情報の通報を電話で受け、これを警察に提供して捜査等に役立てようとする「子どもや女性を守るための匿名通報モデル事業」を運用している。

厚生労働省では、人身取引被害者の保護の充実を図るため、平成18年度より婦人相談所で保護した人身取引被害者の医療費（他法他制度が利用できない場合に限り）について補助している。

外務省では、人身取引被害者の安全な帰国及び社会復帰のため、IOM（国際移住機関）の「トラフィッキング被害者帰国・社会復帰支援事業」への拠出を平成17年度より開始し、被害者の帰国（平成20年12月末までに総計144名）や帰国後の社会復帰を支援している。また、「日本の人身取引対策」パンフレットを作成・配付するなど、人身取引問題についての国内外の啓発に努めている。

独立行政法人国立女性教育会館では、人身取引とその防止・教育・啓発に関する調査研究を実施している。平成19年度から、その成果に基づき教材及び啓発プログラムの開発に取り組んでいる。

## 第6節

### セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

#### 1 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進

厚生労働省では、事業主に対して男女雇用機会均等法に沿った実効あるセクシュアル・ハラスメント対策を講じるよう、指導を行うとともに、専門知識を持った相談員を都道府県労働局雇用均等室に配置し、労働者及び事業主等からの相談に適切に対応している。

人事院では、人事院規則10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）に基づき、セクシュアル・ハラスメントの防止等の対策を講じている。平成20年度においては、セクシュアル・ハラスメント防止等についての意識の高揚、勤務環境の整備を図るため、各府省担当者会議を開催するとともに、セクシュアル・ハラスメント相談員の育成を目指すセミナーを実施した。さらに、「国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間」を定め、その期間中、職員の意識啓発等を図るシンポジウム及び講演会を開催した。

防衛省では、セクシュアル・ハラスメントの防止のため、一般職国家公務員と同様の措置を採ることとし、職員に対する教育の実施や苦情相談への対応などを実施している。

#### 2 教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進

文部科学省では、セクシュアル・ハラスメント防

止のため、国立学校等に対し、人事院規則の送付や「国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間」に関する資料の送付等必要な情報の提供を行っているほか、公私立大学・教育委員会等に対しても引き続き防止のための取組を促している。

## 第7節 ストーカー行為等への対策の推進

### 1 ストーカー行為等への厳正な対処

警察では、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）を適切に運用し、つきまとい等に対する警告、禁止命令等の行政上の措置を講じているほか、同法その他の法令を積極的に適用したストーカー行為者の検挙を行っている。また、体制の整備及びストーカー対策実務担当者の教育を実施し、ス

トーカー行為等に対して厳正に対処している。

### 2 被害者の支援及び防犯対策

警察では、ストーカー規制法に基づき、自衛措置の教示等の警察本部長等による援助を被害者からの申出内容に応じた的確に実施している。また、ストーカー規制法又は刑罰法令等に抵触しない事案についても、「女性・子どもを守る施策実施要綱」に基づいて、防犯指導、関係機関の教示等や、必要に応じて相手方に対する指導・警告を行うなど、被害女性の立場に立った対応に努めている。

### 3 広報・啓発の推進

警察では、関係機関・団体、関係事業者等との連携を強化するとともに、広報啓発活動の推進に努めているほか、ストーカー事案の実態把握を進めている。

## 第9章

# 生涯を通じた女性の健康支援

## 第1節 生涯を通じた女性の健康の保持増進

### 1 生涯を通じた健康の管理・保持増進のための健康教育・相談支援等の充実

厚生労働省では、女性の健康をめぐる様々な問題について気軽に相談できる体制を整備している。また、生涯を通じた女性の健康に関する調査・研究を推進している。

さらに、平成19年12月から開催した「女性の健康づくり推進懇談会」において、女性の健康の実態に関する調査や、生涯を通じた女性の健康管理について検討を行うとともに、毎年3月1日から8日を「女性の健康週間」と定め、各種の啓発事業及び行事等を展開している。

保健所、市町村保健センター等においては、女性の健康をめぐる様々な問題について気軽に相談できる体制を引き続き整備するとともに、ライフステージに応じた健康教育を実施している。

女性と仕事の未来館では、働く女性の職場での健康問題に関するセミナーや相談、情報提供などを実施するとともに、全国の女性関連施設等の担当者を対象に、女性の健康に関する相談強化のための研修会を開催している。

また、生涯を通じた健康の保持のためには、性差に応じた的確な医療を受けられることが必要と考えられるため、性差を加味した女性の健康支援のための科学的根拠の構築などを目的とした研究の実施を行っている。

学校においては、健康診断や体育・保健体育の教科を中心として、健康教育を実施するとともに、文部科学省では、学校と地域保健が連携し、児童生徒の心身の健康相談や健康教育を行うモデル的な事業を実施している。

### 2 成人期、高齢期等における女性の健康づくり支援

#### (1) 成人期、高齢期の健康づくりの支援

厚生労働省では、平成12年から、9分野70項目の

目標を掲げた「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を推進しており、14年には、「健康日本21」を中核とする国民の健康づくり・疾病予防を更に積極的に推進するため、健康増進法（平成14年法律第103号）が制定され、15年5月に施行された。19年4月に公表した「健康日本21」の中間評価の結果を踏まえ、代表目標項目や新規目標項目を設定するとともに、20年からは「適度な運動」、「適切な食生活」「禁煙」に焦点を当てた新たな国民運動として「健やか生活習慣国民運動」を展開するなど生活習慣病対策の一層の推進を図っている。

## (2) 子宮がん、乳がんの早期発見、骨粗しょう症の予防対策の推進

厚生労働省では、女性のがん罹患率の第一位であり年々増加傾向にある乳がんや、発症年齢の低年齢化が指摘されている子宮がんについて、科学的根拠に基づくがん検診の推進を通じて、早期発見や死亡率の減少に努めている。具体的には、検診従事者研修の実施や精密検査機器の整備等によりがん検診の精度向上を図るとともに、がんに関して有効かつ的確な普及・啓発事業を実施するために、平成20年10月から「がんに関する普及啓発懇談会」を開催し、がん検診の重要性や学校教育におけるがんに関する正しい知識の普及などの先駆的な事例を収集し、意見を聴取しているところである。

また、骨折等の基礎疾患となり、高齢化の進展により今後増加が予想される骨粗しょう症については、早期に骨量減少者を発見し、予防することを目的として、市町村（特別区を含む。以下この節において同じ。）において、その市町村に居住する40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性に対して骨粗しょう症検診を実施している。

なお、骨粗しょう症検診は、平成19年度までは老人保健法に基づき実施されていたが、20年度からは、乳がん検診及び子宮がん検診を始めとするがん検診とともに健康増進法に基づき実施されている。

## (3) 女性の生涯にわたるスポーツ活動の推進

文部科学省では、国民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に向けて、総合型地域スポーツクラブの全国展開等を推進している。

## 第2節

# 妊娠・出産等に関する健康支援

## 1 妊娠・出産期における女性の健康支援

### (1) 妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供

厚生労働省では、日常生活圏において、妊娠から出産まで一貫して、健康診査、保健指導・相談、医療援護等の医療サービスの提供等が受けられるよう施策の一層の推進を図っている。

また、21世紀における母子保健分野での国民運動計画である「健やか親子21」を計画的に推進し、母子保健サービスの一層の充実を図っている。

### (2) 不妊専門相談サービス等の充実

厚生労働省では、子どもを持ちたいにもかかわらず不妊で悩む人々が、正しく適切な基礎情報に基づきその対応について自己決定できるよう、不妊に関する多面的な相談・情報提供の充実を図ることとしており、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、不妊専門相談センターの整備を推進した。また、不妊治療に関する調査研究を推進している。さらに、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する特定不妊治療費助成事業を実施している。

### (3) 周産期医療の充実

厚生労働省では、リスクの高い妊産婦や新生児などに高度の医療が適切に提供されるよう、周産期医療の中核となる総合周産期母子医療センターの整備や、地域の医療施設と高次の医療施設との連携体制の確保などを目的とした周産期医療ネットワーク事業を実施しており、全都道府県における整備を推進しているところである。また、妊婦の薬物療法の安全性について、「妊婦と薬情報センター」（国立成育医療センターに平成17年度設置）において、内外の情報収集の充実を図っている。

### (4) 女性の主体的な避妊のための知識等の普及

厚生労働省では、安易な人工妊娠中絶を避けるため、人工妊娠中絶が女性の心身に及ぼす影響や安全な避妊についての知識の普及を図っている。また、

女性が主体的に避妊を行うことができるようにするための避妊の知識の普及等の支援を行っている。

さらに、自治体等を通じ、思春期の男女に対する性や避妊、人工妊娠中絶等に関する相談や情報提供を推進している。

## 2 適切な性教育の推進

文部科学省では、学校における性に関する指導については、学習指導要領にのっとり、児童生徒の発達段階を踏まえるとともに、保護者や地域の理解を得ながら学校全体で共通理解を図って行うよう、学校関係者等に対し周知徹底を図っている。また、平成19年度から、各学校において適切な性に関する指導が実施されるよう、各地域における指導者への研修会の開催及び効果的な指導方法の実践研究を実施している。

### 第3節

## 健康をおびやかす問題についての対策の推進

### 1 HIV／エイズ、性感染症対策

#### (1) 予防から治療までの総合的な HIV／エイズ対策の推進

厚生労働省では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成18年厚生労働省告示第89号。エイズ予防指針）に基づき、エイズ患者や HIV 感染者の人権や社会的背景に配慮しつつ、HIV 感染の予防、患者の病態に応じた適切な医療の提供等総合的なエイズ対策を、毎年度その実施状況の評価を加えながら、計画的に推進している。

#### (2) 性感染症対策の推進

厚生労働省では、性感染症対策について、正しい知識や認識の普及・浸透に努めるとともに、予防、検査、相談、治療などの適切な対策の実施を図っている。

#### (3) 学校における HIV／エイズ、性感染症に関する教育の推進

文部科学省では、中高校生に対し、性感染症など

の問題について総合的に解説した健康啓発教材の作成・配布、教師用参考資料の作成・配布、指導講習会の開催など、引き続き学校教育におけるエイズ教育の充実を図っている。

## 2 薬物乱用対策の推進

政府では、薬物情勢がまだまだ厳しいことを踏まえ、「第三次薬物乱用防止五か年戦略」（平成20年8月薬物乱用対策推進本部決定）を策定し、関係省庁が連携を密にして、薬物乱用の根絶を図る取組の一層の推進を図っている。

警察では、薬物密輸・密売組織の壊滅などにより、乱用薬物の供給の遮断に努めるとともに、末端乱用者の取締りや薬物の危険性・有害性に関する広報啓発活動を通じて薬物乱用を断固拒絶する社会環境づくりを積極的に推進し、需要の根絶に努めている。

また、薬物を乱用している少年の早期発見・検挙・補導に努めているほか、薬物乱用防止教室の開催等薬物の危険性・有害性に関する広報啓発活動等、少年の薬物乱用防止対策を推進している。

文部科学省では、薬物乱用防止教室の指導者に対する講習会やシンポジウムの開催、大型カラーディスプレイシステムを活用した広報啓発活動の実施、薬物乱用の問題について総合的に解説した啓発教材（中高校生用）の作成・配布を実施している。

厚生労働省では、薬物乱用防止対策として、徹底した取締りや再乱用防止対策を行うとともに、『ダメ。ゼッタイ。』普及運動等の啓発運動の実施、薬物乱用防止キャラバンカーの派遣による学校・地域の場での啓発活動等を実施している。

## 3 喫煙、飲酒対策の推進

学校教育において、未成年の段階から喫煙・飲酒をしないという態度などを育てることを目的として、体育科、保健体育科、特別活動等、学校教育全体を通じて指導している。

文部科学省では、中高生に対し、喫煙や飲酒などの問題について総合的に解説した啓発教材の作成・配布を行っている。

## 第1節

女性の人権を尊重した表現の推進  
のためのメディアの取組の支援等1 メディアにおける男女共同参画の推進、  
人権尊重のための取組等

## (1) 性・暴力表現を扱ったメディアの、青少年やこれに接することを望まない者からの隔離

内閣府では、青少年の健全な育成の観点から、青少年が各種メディア等を通じて性描写や暴力・残虐表現を含む情報に接することに関する問題に対応するため策定した「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針」（平成16年4月青少年育成推進課長会議申合せ）に基づいて、国、地方公共団体、関係業界団体等及び国民が一体となった取組を推進している。また、有害環境の実態について調査・分析、情報の提供等を行うことにより、地域における有害環境の浄化活動に関する取組の推進及び関係業界等の自主的な取組の促進を図っている。

警察では、青少年保護育成条例により青少年への販売等が規制されている有害図書類について、関係機関・団体、地域住民等と協力して関係業界に対して自主的措置を講ずるよう働きかけるとともに、個別の業者に対する指導の徹底や悪質な業者に対する取締りの強化を図っている。

また、インターネット上の過激な暴力シーンや性的な描写を含むサイト等の少年に有害なコンテンツと少年を切り離すため、警察では、携帯電話やパソコンにおけるフィルタリングの普及のための広報啓発を行っている。

文部科学省では、青少年を取り巻くインターネット上の有害情報をめぐる深刻な問題に対応して、地域における有害情報から子どもを守るための推進体制の整備を支援するとともに、有害情報に係る意識啓発のためのリーフレットやDVDの作成・配布を行った。

## (2) 児童を対象とする性・暴力表現の根絶

警察では、平成20年6月に出会い系サイト事業者に対する規制の強化等の改正がなされたインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）を効果的に運用し、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪からの児童の保護を図っている。

また、平成16年6月に法定刑の引上げ等の改正がなされた児童買春・児童ポルノ法に基づき、児童ポルノ事犯の取締りを積極的に推進するとともに、心身に有害な影響を受けた児童の保護に努めている。

特にインターネット上の児童ポルノ事案の深刻さにかんがみ、児童ポルノ画像自動検索システム（CPASS（Child-Pornography Automatic Searching System）：児童ポルノ画像等を警察庁が管理するデータベースに登録し、同一の画像等が更にインターネット上にあるかを検索し、ヒットした場合には登録した都道府県警察に自動的に通知するシステム）を運用しているほか、各国の保有する情報を共有化し、効率のかつ迅速な捜査、国際協力を推進するため、児童ポルノに関する国際的なデータベースの構築のための支援を行っている。

2 インターネット等新たなメディアにおける  
ルールの確立に向けた取組

## (1) 現行法令の適用による取締りの強化

警察では、ネット上に流通するわいせつ画像等の違法な情報を、サイバーパトロール等を通じて早期に把握し、検挙等の措置を講じている。

## (2) 青少年インターネット環境整備法の施行に向けた周知等

第169回国会において成立した青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律は、①携帯電話・PHS事業者が、青少年（同法では、18歳未満の者）が携帯電話等によりインターネットを利用する場合には、保護者が利用

しないと申し出た場合を除き、有害情報のフィルタリングサービスを提供すること、②インターネット接続サービスを提供する事業者（ISP）が、利用者の求めに応じて有害情報のフィルタリングソフト又はサービスを提供すること、③インターネットに接続する機能を有する機器を製造する事業者は、有害情報のフィルタリングソフト又はサービスの利用を容易にする措置を講ずること、④有害情報のフィルタリングソフト又はサービスを開発・提供する事業者が、その精度を向上するとともに青少年の発達段階等に応じてきめ細かい設定ができるようにするよう努めること、⑤インターネットを通じて有害情報を発信するサーバの管理者は、青少年が閲覧することを防止する措置を講じるよう努めること、などを規定している。内閣府では、関係省庁及び関係事業者などと連携し、同法の内容の周知などを実施した。

### (3) インターネット等新たなメディアにおける情報の規制等及び利用環境整備の在り方等に関する検討

内閣官房では、IT安心会議（インターネット上における違法・有害情報等に関する関係省庁連絡会議）の決定等に基づき、関係省庁における違法・有害情報対策に係る取組を督促している。

IT安心会議では、違法・有害情報に起因する被害児童等を大幅に縮小することを目指した集中対策（平成19年10月決定）について、その進捗状況を平成20年7月に取りまとめた。

併せて、携帯電話等における更なるフィルタリングの導入促進に関する施策を取りまとめ、関係省庁の取組を推進している。

また、インターネット上の違法・有害情報に起因する問題に対し、官民横断的な実務家間での迅速かつ正確な情報共有を実現することにより、各業界における自主的な取組を推進するため、政府、事業者、関係団体等、関係セクターを横断したワンストップのスキームとして、「違法・有害情報対策官民実務家ラウンドテーブル」を平成20年10月に設置し、関係省庁、関係団体間の情報共有を図るとともに、関係団体における取組についての国民への情報提供を推進している。

さらに、関係団体等の違法・有害情報対策に係る

取組を総合的に紹介するための「インターネット上の違法・有害情報対策ポータルサイト」を平成20年10月に構築し、違法・有害情報への具体的な対策や関係省庁及び関係団体の取組等について、わかりやすく利便性の高い情報提供を推進している。

総務省では、性や暴力に関するインターネット上の有害な情報から青少年を保護するための有効な手段の一つであるフィルタリングに関し、総務大臣から携帯電話事業者等に対し、フィルタリングの導入促進及び改善等に関する要請を行うなど、その導入促進に取り組んでいる。また、プロバイダ等に対して自主的なルールの形成及びその遵守を促し、情報提供発信を行う者のモラルを確立するため、広報啓発活動を推進している。さらに、平成19年11月から、学識経験者、利用者団体、プロバイダ等から成る「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会」を開催し、20年4月には携帯電話フィルタリングの改善策やさらなる導入促進策等を盛り込んだ中間とりまとめを、21年1月には最終取りまとめをそれぞれ発表した。そして、同検討会の最終取りまとめを踏まえ、インターネット上の違法・有害情報対策の総合的な政策パッケージである「安心ネットづくり」促進プログラムを策定した。

経済産業省では、インターネット上の違法・有害なコンテンツ（性・暴力）に対応したレイティング基準（Safety Online 3）の改訂及びインターネット関係者に望まれる取組に関する検討並びに関係事業者によるアクションプランに基づくフィルタリングの普及促進の取組を支援した。また、セミナー・キャンペーンの開催等を通じ普及啓発を実施している。

警察では、産業界等との連携の在り方について検討を行う総合セキュリティ対策会議を開催しているほか、都道府県単位でのプロバイダ連絡協議会等の設置を推進し、有識者、関係機関・団体、産業界等を通じ、官民が一体となってわいせつ情報等の違法情報・有害情報の排除を図っている。

また、平成18年6月に警察庁からの業務委託を受け運用を開始したインターネット・ホットラインセンターでは、インターネット利用者から、インターネット上のわいせつ図画等の違法情報・有害情報に関する通報を受け付け、警察への通報や、プロバイダ等への削除依頼等を行っている。

### 3 メディア・リテラシーの向上

総務省では、放送分野におけるメディア・リテラシー（メディアからの情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力）の育成に資する教材を広く公開することにより、メディア・リテラシーの向上を支援している。また、インターネット、携帯電話等の情報通信分野におけるメディア・リテラシーの育成に資する教材（「ICTメディアリテラシー育成プログラム」）を開発し、普及を図っている。

文部科学省では、学校教育、社会教育を通じて、情報を主体的に収集・判断し、インターネットを始めとする様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響

を理解することで、情報化の進展に主体的に対応できる能力の育成を図っている。

#### 第2節

#### 国の行政機関の策定する広報・出版物等における性差別に つながらない表現の促進

内閣府では、性別に基づく固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージを社会に浸透させるため、公的機関が広報・出版物等を策定する際に、男女共同参画の視点を自主的に取り入れるよう、「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」を作成・配布し、その普及を図っている。

## 第11章

# 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

### 第1節

#### 男女平等を推進する教育・学習

##### 1 初等中等教育の充実

学習指導要領にのっとり、中学校の特別活動や高等学校の公民科、家庭科において、男女相互の理解と協力、職業生活や社会参加において男女が対等な構成員であること、男女が相互に協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性などについて、指導している。

また、「食育推進基本計画」を踏まえ、栄養教諭制度の円滑な実施などにより、家庭や地域と連携しつつ学校における食育を推進している。

##### 2 高等教育の充実

文部科学省では、高等教育機関における教育・研究活動が男女共同参画の理念を踏まえ行われるよう促している。また、学ぶ意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、引き続き、奨学金事業の充実を図っている。

##### 3 社会教育の推進

文部科学省では、男女共同参画社会に向けた教

育・学習支援に関する特別調査研究の実施、出産・育児後の女性を対象とした再就職等に必要な知識・技能習得の機会提供を行った。

##### 4 教育関係者の意識啓発

文部科学省では、初任者研修や十年経験者研修など各都道府県等で実施する研修において、男女共同参画に係る内容が取り扱われることを通じて、学校教育関係者に対して意識啓発を図っている。また、社会教育関係者に対し、男女共同参画の視点に立った取組がなされるよう促すとともに、男女共同参画を進める意識や価値観をはぐくむ家庭教育に関する情報の提供に努めている。

##### 5 男女共同参画社会の形成に資する調査・研究等の充実

独立行政法人国立女性教育会館では、高等教育機関における女性学関連科目等の開講状況、女性関連施設に関する調査研究、女性のキャリア形成や家庭教育・次世代育成など喫緊の課題に関する調査研究、男女共同参画に関する統計の調査研究等を実施している。

また、大学等に設けられた研究機関においては、男女共同参画社会の形成に資する多彩な研究や学生

の研究指導を行っているほか、シンポジウム・セミナーの開催や年報等の刊行を通じて情報を提供している。

## 第2節 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

### 1 生涯学習の推進

#### (1) リカレント教育の推進

文部科学省では、大学等における編入学の受入れ、社会人入試の実施、昼夜開講制の推進、夜間大学院の設置、公開講座の実施等や、大学・大学院や専修学校等の高等教育機関における産官学の連携等による実践的な教育プログラム開発や講座提供等の推進などにより、大学等の生涯学習機能の拡充とともに、キャリアアップを目指す社会人の受入体制の整備を図っている。

#### (2) 放送大学の整備等

放送大学では、「21世紀の女性と仕事」などの女性のライフプランニングに役立つ科目を提供するとともに、地域活動や社会貢献活動など様々な分野で一定の科目群を体系的に学んだ学生に対して、学位以外の履修証明を与える「科目群履修認証制度（放送大学エキスパート）」の充実が図られている。

専修学校は、社会の要請に即応した実践的な職業教育、専門的な技術教育等を行う教育機関として着実に発展しており、女性の再チャレンジ支援においても大きな役割を果たしている。

また、学習歴や生活環境などが多様な者が高等学校教育を受けられるよう、単位制高等学校の配置が進んでおり、平成20年度までに857校が設置されている。

文部科学省では、学校や民法法人の行う通信教育のうち、社会教育上奨励すべきものについて認定を行い、その普及・奨励を図っている。

#### (3) 学校施設の開放促進等

文部科学省では、地域住民の学習機会や子どもたちの活動拠点（居場所）づくりを推進するため、学校施設を、子どもたちの安全確保に十分配慮しつつ、放課後や週末に開放し、多様な活動の場として提供する取組を支援している。また、地域コミュニ

ティの拠点としての学校施設、クラブハウス、屋外運動場照明、屋内水泳プール、屋外水泳プール、武道場など、学校開放諸施設の整備を行っている。

#### (4) 青少年の体験活動等の充実

文部科学省では、次代を担う自立した青少年の育成を図るため、小学校における長期自然体験活動の指導者養成等必要な支援に取り組むとともに、自立に支援を要する青少年の体験活動、青少年の発達段階に応じた自然体験、関係省庁の連携による地域ネットワーク型の体験活動など青少年の様々な課題に対応した体験活動を実施した。

また、独立行政法人国立青少年教育振興機構において、全国28箇所にある国立青少年教育施設における青少年の体験活動の機会と場の提供や指導者の養成、民間団体が実施する体験活動等に対する「子どもゆめ基金」による助成等を通して、青少年の体験活動を推進した。

#### (5) 民間教育事業との連携

文部科学省を始めとした府省庁等が連携して実施している「子ども見学デー」においては、平成20年8月20日、21日を中心に、各参加機関の業務説明や職場見学などを行うとともに、民間教育事業者等の協力を得ながら、子どもたちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会を提供した。

また、文部科学省では、生涯学習に係る活動を実践する場を全国的な規模で提供する「全国生涯学習フェスティバル」を開催しており、平成20年度は、10月11日から15日にかけて福島県において実施した。この事業は、国民一人ひとりの生涯学習への意欲を高めるとともに、学習活動への参加を促進するため地方自治体や民間教育事業者との連携の下に実施されている。

#### (6) 高度情報通信ネットワーク社会に対応した教育の推進

文部科学省では、自宅や学習施設などにおいて手軽に動画等により学習ができる「エル・ネット」（教育情報通信ネットワーク）をインターネットを活用したシステムへ移行し、様々なジャンルの学習コンテンツなどがいつでも視聴できる「オンデマンド配信」及び、地方公共団体や社会教育施設等の研修、

会議などへ遠隔地においてリアルタイムで参加できる「ライブ配信」を行うことにより、学習機会の提供の充実に努めている。

#### (7) 現代的課題に関する学習機会の充実

文部科学省では、地域住民がボランティア活動や、地域の様々な課題を解決する学習や活動などに取り組むことを通じて、住民同士のきずなづくりを推進する『「学びあい、支えあい」地域活性化推進事業』を実施した。

#### (8) 学習成果の適切な評価

文部科学省では、様々な学習活動の成果が適切に評価される社会の実現に向け、学習成果の評価の社会的通用性を向上させるための検討を行うとともに、大学等において、各大学等の判断により、専修学校での学修などの成果を単位として認定することを促している。

## 2 エンパワーメント<sup>6</sup>のための女性教育・学習活動の充実

#### (1) 女性の生涯にわたる学習機会の充実

文部科学省では、女性が自己の可能性やライフステージ別の自己イメージを若い時期から持てるよう、ライフプランニングに関する意識形成等を促す学習支援普及プログラム策定を目的とした調査研究等を実施した。

#### (2) 女性の能力開発の促進

文部科学省では、出産・育児等により就業を中断した女性等を対象に、「再チャレンジのための学習支援システムの構築」事業において、身近な場所でITやコミュニケーション能力等に関する講座等を実施し、再チャレンジを希望する女性に学習機会を提供している。

また、大学・短期大学・高等専門学校・専修学校が教育研究資源や職業教育機能を活用し、産業界や関係団体等と連携することなどにより、新たなチャレンジを目指す社会人（子育て等により就業を中断した女性を含む。）等のニーズに応じた専門的・実践的教育プログラムを開発・実施することを支援

し、学び直しの機会の充実に努めている。

さらに、大学病院における女性医師・看護師に対する臨床現場定着や出産・育児等による離・退職後の復帰支援など、人材育成の取組を支援している。

#### (3) 女性の学習グループの支援

文部科学省では、教育委員会や女性教育団体等が行う女性教育指導者の研修を奨励し、学習活動の企画・運営への女性の参画の促進を図るよう促している。

#### (4) 独立行政法人国立女性教育会館の事業の充実等

独立行政法人国立女性教育会館は、女性教育のナショナルセンターとして、基幹的女性教育指導者の育成、女性のキャリア形成支援や配偶者等からの暴力に関する問題の研修、女性の科学技術分野への参画支援など喫緊の課題への対応、アジア太平洋地域等の女性のエンパワーメント支援、男女共同参画社会形成に資する多様なニーズに応じた情報提供サービス等を行っている。

また、平成20年6月には、女性教育の振興や男女共同参画社会の形成に向けて顕著な業績を残した女性や女性教育・男女共同参画の行政施策に関する史・資料の収集・整理・保存・提供を行うことを目的として女性アーカイブセンターを開設し、10月には女性アーカイブセンター所蔵資料の目録データと一部資料の画像を搭載した女性デジタルアーカイブシステム (<http://w-archive.nwec.jp/>) を公開した。

## 3 進路・就職指導の充実

中学校及び高等学校においては、性別にとらわれることなく、生徒が自らの生き方を考え、自分の意志と責任で進路を選択・決定する能力・態度を身に付けることができるよう、進路指導の充実に努めている。

特に、高校生の就職状況については、就職内定率が6年ぶりに下降し、女子の就職が男子に比べて低いほか、就職内定率の地域間格差が見られるなど、全体的に厳しい状況であるが、進路指導主事等と連携して、組織的・継続的に就職を希望する生徒に対する就職相談・支援を行い、また求人企業の開拓な

6 個人として、そして／あるいは集団として、意思決定過程に参画し、自立的な力をつけること。

どを行う「高等学校就職支援教員（ジョブ・サポート・ティーチャー）」を配置するなど、きめ細やかな就職指導を展開している。

一方、高校生を始めとする若者を取り巻く厳しい就職環境については、学校を卒業しても就職も進学もしない者の増加やフリーター志向の高まり、就職しても早期に離転職する者の増加など、若者の勤労観、職業観の希薄化を指摘する声も少なくない。このことから、文部科学省では「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議」において、平成16年1月に取りまとめた報告書等を踏まえ、17年度からは、「キャリア教育実践プロジェクト」を実施しており、具体的には、中学校を中心に5日間以上の職場体験を「キャリア・スタート・ウィーク」として実施し、地域の協力体制の構築等を通じ、キャリア教育の推進を図っている。

一方、これまでの高等学校におけるキャリア教育に関する取組は十分とはいえないとの指摘を踏まえ、平成19年度から、高等学校（特に普通科高校）における取組を充実するため、「高等学校におけるキャリア教育の在り方に関する調査研究」を実施している。

また、大学生に対する就職支援として、全国就職指導ガイダンスや各種会議において、企業に対して、学生の就職機会の拡充や、女子学生の男子学生

との機会均等の確保に努めるよう要請するとともに、各大学等に対して、すべての学生にきめ細かな就職指導や就職相談体制の充実を行うよう要請している。なお、文部科学省では、上記の取組に加え、平成20年12月、中央教育審議会に対して「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」諮問を行い、①学校から社会・職業への円滑な移行に必要な基礎的・汎用的な能力の明確化と、発達段階に応じた体系的なキャリア教育の在り方、②高等学校の学科を超えて多様化する生徒のニーズに応じた職業教育の在り方、③各高等教育機関における職業教育の在り方などについて、検討が行われている。

厚生労働省では、女子学生、女子高校生等に対して、女子学生向けの情報をポジティブ・アクションに関するサイト上で掲載することにより、的確な職業選択を行えるよう意識啓発を行っている。

総合科学技術会議では、「科学技術関係人材の育成と活用について」（平成16年7月決定、関係府省に意見具申）の中で、人材の活用に関する改革の方向として、女子生徒・学生が自然科学系の分野に進む意欲をかき立てるように進路指導の充実を図るとともに、身近なロールモデルを整備すること、大学等において進路選択等の悩みに関する相談体制を整備することを奨励している。

## 第12章

# 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

### 第1節

## 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透

国内における男女共同参画の実現に向けた取組を行うに当たって、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を始めとする男女共同参画に関連の深い各種の条約や成果文書、国際会議における議論等、女性の地位向上のための国際的規範や基準、取組の指針を積極的に国内に取り入れるように努めている。

なお、平成20年4月、女子差別撤廃条約実施状況第6回報告を国連に提出した。

### 第2節

## 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

### 1 「ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ」に基づく取組の推進

#### (1) 基本的な考え方

世界の人口の約半分は女性であるとされているが、世界の貧困層のうち約7割は女性である等、様々な面で女性はいまだ脆弱な立場に置かれている。

開発における男女の平等な参加と公平な受益に向

けて努力することは、一義的にはその国自身の課題であるが、先進国が開発における女性の参加と公平な受益に配慮した開発援助を実施することにより、途上国の自助努力を支援することは可能であり、同支援の実施に際しては、個々の人間に着目した人間の安全保障の視点を考慮するとともに、当該国における社会的性別（ジェンダー）の現状を的確に把握することが重要である。

## (2) 推進のための取組

平成17年3月に策定された「ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ」をODAすべてのプロセスにおいて着実に実行するためには、ODAに携わる関係者全員が社会的性別の視点をまず理解し、ODAのあらゆる業務に取り組むことが重要である。そうした取組を更に促進するため、同イニシアティブに対する理解向上と取組意識の一層の向上を図る取組として、援助対象89国公館に配置している「ODAジェンダー担当官」を活用し、17年度より社会的性別の視点に配慮した好事例及び配慮が十分でなかったことによる教訓等を集め、その情報を共有するなど「ジェンダー主流化」に向けた活動を実施している。

ODA実施機関の取組として、JICA（独立行政法人国際協力機構）では、JBIC（国際協力銀行）円借款部門との統合を機に、ODA事業におけるジェンダー配慮の取組を更に強化し、ジェンダー平等や女性の地位向上を目的とする協力事業を進めている。また、各開発セクター・課題に対する個別の協力事業に社会的性別の視点を組み込むため、援助対象グループの中で男女それぞれが抱える問題やニーズの違いなどを把握し、その分析結果を協力事業の計画・実施・評価サイクルに適切に反映する仕組みを整えつつある。さらに、各部署及び在外事務所に配置している「ジェンダー担当官」への働きかけを強化し、開発途上国におけるジェンダー平等や女性の地位向上に貢献する協力事業の実施を促進している。

JICA及びJBICでは従来、社会的性別の視点を組み込んで効果をあげた協力事業の成功例の収集、各開発セクター・課題と男女格差との関係を説明する具体例の収集、他援助機関との積極的な連携・意見交換を通じた事例・手法の研究、職員その他援助

関係者に対する研修等といった取組を行っている。

## (3) 様々な枠組みを活用した援助の実施

我が国は人間の安全保障を推進する国として、二国間及び多国間協力を通じ、開発途上国におけるジェンダー平等と女性の地位向上に向けた取組を支援している。具体的には、無償資金協力（草の根・人間の安全保障無償資金協力及び日本NGO連携無償資金協力を含む）、NGO事業補助金、有償資金協力、専門家等の派遣等の技術協力、国連人間の安全保障基金やUNDP・日本WID基金（2003年に日・UNDPパートナーシップ基金に統合）等、様々な援助枠組みを活用し、より効果的な事業の実施を図っている（第2-12-1表）。

また、我が国は、「保健と開発に関するイニシアティブ」（平成17～21年度）の下、国連ミレニアム開発目標の達成に貢献すべく、感染症対策、母子保健の向上、保健システムの強化を包括的に実施しており、性と生殖の健康、男女の保健医療サービスへのアクセス格差の解消、女性の能力開発のための支援などジェンダー平等に配慮した取組も行ってきた。特に、インドネシアやパレスチナ等で実施している母子健康手帳の普及を目的とした支援は、当該国の女性のエンパワーメントに貢献してきている。

## 2 国連の諸活動への協力

### (1) 会議・委員会等への協力

2008（平成20）年秋に開催された第63回国連総会において、「女性の地位向上」に関する議論が行われた。我が国から、NGO代表の黒崎伸子氏（日本政府代表代理）等が出席した。

### (2) 国連機関・基金等への協力

平成20年度には、国連婦人開発基金（UNIFEM）に対して、64.9万ドルの拠出を行った。

また、平成20年度は日・UNDPパートナーシップ基金に214万ドルの拠出を行った。これまでに62か国、80件のプロジェクトに対し、総額1,904万ドルの支援を行っている。さらに、我が国は、国連教育科学文化機関（UNESCO）に信託基金を設置し、アジア、アフリカを中心に世界各地において教師教育や識字教育など途上国における人材育成事業に協力しているほか、財団法人ユネスコ・アジア文化セ

ンター及び社団法人日本ユネスコ協会連盟においても、成人非識字者の約3分の2を占めるアジア・太平洋地域の女性に対する教育の普及に積極的に協力している。

これらに加え、国連に設置した人間の安全保障基金を通じ、ジェンダーに配慮したプロジェクトをこれまで、36か国において31件、計約4,494万ドルの支援をしている。

第2-12-1表 様々な枠組みを活用した援助の実施

事業		概要
無償資金協力		開発途上国が必要とする経済・社会の発展のための計画に必要な資機材、施設及び役務を調達するために必要な「資金」を贈与する一般のプロジェクト無償資金協力において、GAD イニシアティブに基づいて、平成19年度には62件の事業が実施され、途上国の農村女性の健康の維持、労働の軽減、地位の向上に貢献している。また、開発途上国において活動している NGO 等の活動を支援する草の根・人間の安全保障無償資金協力においては、19年度には、女性のための教育支援、女性の自立支援などを目的とする224件の事業が実施されている。なお、日本 NGO 連携無償資金協力においては、すべての申請・実施終了案件についてジェンダー配慮の有無につきチェックすることになっており、20年度は72件の事業が実施された。
NGO 事業補助金		NGO との連携強化の観点から平成元年度に設けられた。案件の審査に際しては、社会的性別の視点に配慮していることを確認しており、平成20年度は、自立支援研修等の分野において15件の実績がある。
有償資金協力		有償資金協力の実施に当たっては、すべての案件において「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」等に基づいて、案件の実施によって女性が負の影響を受けることがないことを確認している。また、女性の事業への主体的な参加の促進や、事業による便益の男女双方に公平な分配に配慮している。社会的性別への配慮を特に積極的に行った案件を平成19年度に23件（交換公文ベース）実施している。
技術協力		平成19年度、国際協力機構（JICA）は GAD イニシアティブ関連案件として、以下の技術協力を実施した。
①	技術協力プロジェクト	研修員受入れ／専門家派遣／機材供与など、援助形態を組み合わせるプロジェクト型の技術協力であり、平成19年度は136件実施した。
②	研修事業	集団研修、国別研修、第三国研修、青年招へい及び現地国内研修など国別研修を含めた合計359名に対する研修を実施した。
③	開発調査	国際協力機構（JICA）が平成19年度に行った GAD イニシアティブに配慮した開発調査は13件であった。
④	青年海外協力隊の派遣	原則として20歳から39歳までの実践的な技術、技能を持つ青年男女を、開発途上国からの要請に基づいて途上国に派遣し、現地の住民とともに生活しながら、自らの技術を役立て、移転する援助形態。平成19年度には、計608名の青年海外協力隊員が家政、手工芸、看護師、助産師等の GAD イニシアティブとかかわりの深い分野で活躍している。
⑤	個別専門家の派遣	専門家派遣事業は、単発で派遣される「個別専門家」と、上述の技術協力プロジェクトの一環として派遣される専門家の二つに分けることができる。個別専門家としては、平成19年度には、女性課題省支援に関してアフガニスタン、ジェンダー問題アドバイザーとして東ティモール等に合計8名派遣された。
研修の 詳細	男女共同参画推進セミナーⅡ	平成9年度から途上国の国内本部機構の担当官を対象として、各国の国内本部機構の機能強化を図ることを通じ、途上国の女性の地位向上に貢献することを目的として、内閣府の協力の下、実施している。19年度は、7名の参加を得た。同研修員は、我が国の政府や地方自治体等における男女共同参画社会形成に関する施策等についての講義を受けるとともに、自国の国内本部機構を中心とした男女共同参画の取組等について活発な情報・意見交換を行った。また、それらを踏まえ、帰国後の「ジェンダー平等」推進に係る行動計画を作成した。
	「ジェンダー主流化」政策のための行政官セミナー	女性の地位向上のための施策の企画・立案等に携わっている開発途上国の女性行政官を対象に、開発途上国での女性問題を解決するために、教育・労働・福祉など様々な分野に関連させながら女性問題を取り扱うことができるような行政組織を整備し、総合的な観点から女性のための施策を展開できる人材育成を目的として実施されている。そのため、我が国の教育、労働、環境、保健等の分野で、国や地方自治体の取組について紹介するとともに、NGO 等関係機関との意見交換の場を設定している。平成19年度には9名が参加した。
農村女性の能力開発支援	農村女性による起業活動支援	アジア諸国における農村の活動を支援するため、農民組織等で中核となっている女性リーダーを対象に、国際協同組合同盟が実施する農村起業の経験・事例研究、小規模起業計画作成等の研修に対して拠出している。

### 3 女性の平和への貢献

我が国は、平和を推進する国際機関の役割の重要性を認識し、また、紛争時において最も支援を必要とする人々は女性や子どもであることを考慮し、「人間の安全保障」の考え方を推進している。この観点より、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連児童基金（UNICEF）等の人道支援国際機関に対し積極的な協力を行っているほか、我が国が国連に設置した人間の安全保障基金を通じて国連女性開発基金（UNIFEM）がアフガニスタンにおいて実施する国内避難民及び難民女性の社会参加を推進するプロジェクト等を支援してきた。

### 4 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進

我が国では、近年、国際会議への政府代表団への女性メンバーの参加が漸次増加しており、2008（平成20）年秋の第63回国連総会においても、民間女性を政府代表団の一員として派遣した。我が国が締結している女子差別撤廃条約に基づき設置された女子差別撤廃委員会では、我が国出身者が委員を務めている。

また、日本人女性の国際機関への参画も進んでおり、国連を含む国際機関における日本人の女性職員数（専門職以上）は、1975（昭和50）年の19人から2008（平成20）年には422人と大幅に増加している。

### 5 あらゆるレベルにおける国際交流・協力の推進

#### (1) あらゆるレベルにおける国際交流・協力の推進

外務省では、平成7年度よりアラブ諸国との女性交流プログラムを実施しており、20年度は、「リーダーシップの達成とその成果」をテーマとして、ヨルダン、エジプトより地域活動を通じてリーダーとして活躍する女性を我が国に招へいするとともに、我が国からも医療分野でリーダーとして活躍してきた女性からなる代表団がヨルダン、シリア、エジプトを訪問し、関係者と意見交換を行った。

また、国連婦人の地位委員会（2008（平成20）年

2～3月）などの国際会議において社会的性別と女性のエンパワーメントにかかわる討議に積極的に参加し、国際社会の知見を共有するとともに、我が国がODAにおいて社会的性別の視点を重視して取り組む姿勢をアピールした。

内閣府では、国際的協調をより深めるべく、東京及び広島で「日本・スウェーデン男女共同参画ジョイントセミナー：女性に対する暴力の防止と根絶のために－新しい官民の取組事例をもとに－」（2009（平成21）年1月）を開催した。

また、男女共同参画に向けて特に早くから取組が行われている欧州諸国での男女共同参画の動きや変化について情報を得るとともに、政策担当者との意見・情報交換ネットワークづくり等を目的として、欧州評議会第40回男女平等運営委員会（2008（平成20）年11月）に、オブザーバーとして参加した。

#### (2) 女性の教育分野における国際交流・協力の支援

独立行政法人国立女性教育会館では、アジア太平洋地域における男女共同参画を推進する女性教育の人材育成を目指してアジア太平洋地域の女性リーダーエンパワーメントセミナーを実施するなど、途上国における女性教育の推進の支援等を実施している。また、海外の関係機関との連携協力関係のために、協定を結んでいる韓国両性平等教育振興院、韓国女性政策研究院との交流を深めている。2008（平成20）年12月には、地球規模の課題である人身取引問題をテーマとした「女性のエンパワーメント国際フォーラム2008 人身取引問題の解決に向けたグローバル・パートナーシップ」を実施した。

#### (3) 経済分野における国際協力

APEC（アジア太平洋経済協力）においては、2002（平成14）年に行われた第2回 APEC 女性問題担当大臣会合での合意に基づき設置された APEC 女性問題担当組織ネットワーク（GFPN）の第6回会合が2008（平成20）年5月にペルー（タクナ）で開催された。この会合では、ジェンダー分析の活用促進のためのワークショップが実施された。

# 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進

## 第1節 科学技術

平成18年3月に閣議決定された「第3期科学技術基本計画」では、女性研究者がその能力を最大限に発揮できるようにするため、研究と出産・育児等の両立に配慮した措置を拡充することや、各機関や専攻等の組織ごとに、女性研究者の採用の数値目標（自然科学系全体としては25%）を設定し、その目標達成に向けて努力するとともに達成状況を公開するなど、女性研究者の積極的採用を進めるための取組を期待していることなどが盛り込まれている。

これを受けて、総合科学技術会議の方針の下、文部科学省では、平成18年度から、科学技術振興調整費「女性研究者支援モデル育成」を実施している。18年度に10件、19年度に10件、20年度に13件の新規課題を採択し、女性研究者が研究と出産・育児等を両立し、研究活動を継続するための大学等の取組を支援している。また、同会議では、「科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革について」（平成18年12月総合科学技術会議決定・関係府省に意見具申）を策定し、育児をしながら女性も十分に研究活動ができ、出産・育児に伴う研究活動の中断を研究者としてのキャリアのマイナスとさせないため、「有期雇用者の育児休業取得条件等の緩和」や「育児期間中の勤務時間の短縮等の措置の拡充（在宅勤務制度の追加）」などの制度改革を提言しており、20年度には、それぞれの項目についてフォローアップを実施した。

また、平成15年度より、科学研究費補助金においては、育児休業に伴い研究を中断する女性研究者等を支援するため、中断の後の研究の再開を可能としている。また、独立行政法人日本学術振興会の特別研究員事業においても、18年度から、優れた研究者が出産・育児により研究を中断した後に、円滑に研究現場に復帰できるよう、研究奨励金の支給を実施している。

また、総合科学技術会議では、「競争的資金の拡

充と制度改革の推進について」（平成19年6月14日総合科学技術会議決定）を策定し、女性研究者の活躍を拡大する環境整備のため、「出産・育児期間を考慮した応募資格の年齢制限の緩和」や「出産・育児休業から復帰しやすくするための年複数回応募等多様な支援措置の拡充」及び「革新的技術戦略」（平成20年5月19日総合科学技術会議決定）を策定し、「女性研究者の活躍拡大に向けた支援を充実」などを提言した。

独立行政法人科学技術振興機構の戦略的創造研究推進事業においては、出産・育児等に当たって研究者が、研究の中断・延長をすることを可能としているほか、研究に参加する研究員がライフイベントから復帰する際に支援をする制度を設け、支援を行った。

さらに、文部科学省では、科学技術分野への興味・関心を喚起するため、女子中高生に対し、女性研究者との交流機会の提供や実験教室、出前授業等を行う「女子中高生の理系進路選択支援事業」を平成18年度から実施するとともに、社会教育関係者等に向けた取組のモデルプログラム事例集を作成し、地域の男女共同参画センター等を対象とした指導者研究会を開催した。

内閣府では、関係省と連携し、女子高校生・学生等を対象に、平成17年度から、女性の進出が遅れている理工系分野に関する情報提供・意識啓発キャンペーンなどを実施している。

## 第2節 防災（災害復興を含む）

平成17年7月に中央防災会議が「防災基本計画」を修正した際に規定された男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮すべき事項について、地方公共団体に対して地域防災計画への規定を要請するなど、その推進を図っている。

また、平成20年2月に上記の基本計画が修正され、「男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある」旨の内容も明記された。

### 第3節

## 地域おこし，まちづくり， 観光

内閣府では，地域おこし等に意欲があっても実際の行動に結びつかない女性が多い現状を改善し，同分野における女性の活躍を促進するため，女性が主体となって地域おこし等を展開している全国12か所の地域に，実際に活躍している女性をアドバイザーとして派遣し，経験交流会を開催するとともに，その成果を広く普及した。

### 第4節

## 環境

環境省では，自発的な環境保全活動へ参画することを一層支援するために，こどもエコクラブ事業の実施，市民や事業者等に助言等を行う環境カウンセラー登録制度の実施，行政・特定非営利活動法人・事業者等の環境保全の取組とパートナーシップの形成を支援する地球環境パートナーシッププラザや各地方ブロック毎に設置された地方環境パートナーシップオフィスの運営，地球環境基金による助成や，自然と触れ合う機会の提供等，各主体の環境保全に関する取組とその連携を推進・強化する施策を実施している。